

第1次府中市市民協働推進計画(案)

令和9年1月

府中市

はじめに

府中市長より挨拶文

目次

第1章 市民協働とは	5
1 用語の定義	5
(1) 市民等	5
(2) 協働	5
(3) 市民協働	5
(4) 共創	5
(5) 社会貢献活動	5
(6) 中間支援組織	6
(7) 協働コーディネーター	6
2 府中市が目指す市民協働の姿	6
3 市民協働の原則	8
4 市民協働の主体	8
5 市民協働の形態	8
6 市民等と市の協働	9
7 協働の事例	11
第2章 計画の策定に当たって	13
1 計画策定の趣旨	13
(1) 計画策定の趣旨	13
(2) 計画策定の目的	13
2 計画の位置づけ	14
3 計画期間	14
4 策定体制	14
(1) 府中市市民協働推進会議	14
(2) 各種アンケート調査等の実施	15
(3) パブリック・コメント手続の実施	15
第3章 現状と課題	16
1 市の現状分析	16
1 市民と登録団体の間にみられる「協働認識・経験」の乖離	16
2 「関心はあるが行動に至らない」層の存在	17
3 社会貢献活動や協働の実践につながる要因（子どもの頃の経験・身近な人の影響・社会課題を見聞きした経験）	19
4 社会貢献活動団体への所属率の低さと参加条件	20
5 市民活動団体が抱える課題	23
6 ソーシャルビジネス事業者が抱える課題	26
6 コーディネートの担い手・実践が十分に広がっていない現状	27

7 協働を支えるコーディネート機能・仕組みの活用にも更なる余地がある現状	29
8 協働の主体としての市職員の意識と実践の状況	31
9 活動成果の把握・公表が十分に行われていない現状	33
10 協働・社会貢献活動がもたらす効果	34
2 これまでの市の主な協働推進の取組	36
第4章 計画の基本的な考え方	37
1 計画の基本理念	37
2 計画の基本目標	37
(1) 基本目標	37
(2) 数値目標	37
(3) 市民協働の推進に向けた段階的アプローチ	38
3 施策体系	39
第5章 基本目標別の施策・指標	41
1 市民協働を推進するための啓発・広報	41
施策1-1 未来の協働の担い手に対する啓発	41
施策1-2 協働を知るための広報活動	41
施策1-3 市民等が気軽に参加できるイベントの開催	42
2 市民協働に取り組む市民等への支援	43
施策2-1 社会貢献活動機会の提供	43
施策2-2 市民協働に関する学びの場の提供	44
施策2-3 寄附をしやすい仕組みづくり	45
施策2-4 市民活動団体への支援	45
施策2-5 ソーシャルビジネス事業者への支援	46
施策2-6 企業の社会貢献活動の支援	47
施策2-7 市民等同士の協働の支援	47
3 中間支援組織・協働コーディネーターの育成	48
施策3-1 中間支援組織の育成	48
施策3-2 協働コーディネーターの育成	49
4 市各課事業における市民協働の促進	50
施策4-1 職員の意識啓発	50
施策4-2 市と市民等との連携の促進	51
第6章 計画の推進に向けて	53
1 計画の推進体制	53
2 計画の進行管理(PDCA サイクル)	54
参考資料	55
1 市民協働都市宣言	55
2 市民協働の推進に関する条例	56
3 用語解説	59

1

第1章 市民協働とは

1 用語の定義

本計画は、市民協働の推進に関する具体的な施策を示すものですが、その前提として、「市民協働とは何か」「誰が担い手となり、どのように関わるのか」といった考え方を、市民等と市が共有しておくことが重要です。

市民協働という言葉は、行政と市民の連携をはじめ、地域活動や社会貢献活動など、さまざまな場面で用いられていますが、関わり方やイメージは人や立場によって異なり、必ずしも同じ意味で理解されているとは限りません。

そのため、本計画では、施策や数値目標を示す前に、府中市としての市民協働の考え方を整理し、共通認識として示すことを目的に、本序章を設けています。本序章では、各種用語の定義をはじめ、府中市が目指す市民協働の姿や、市民協働を進める上で大切にしている原則、協働の主体や形態について記載しています。

本序章に示す考え方を踏まえながら、後に続く各章を読み進めていただくことで、本計画が目指す市民協働の姿をより具体的に捉えていただければ幸いです。

(1) 市民等

市民、地縁型活動団体、目的型活動団体、教育機関、事業者などの多様な主体を「市民等」と総称します。
(それぞれの定義については、「4 市民協働の主体」に記載します。)

(2) 協働

多様で多層な主体が情報を共有し、相互の立場及び特性を認めつつ、対等の立場で、それぞれの役割を果たし、共通する地域課題の解決及び社会的な目的の実現に向けて、公益的な価値を相乗的に生み出すため、連携し、及び協力することをいいます。

(3) 市民協働

「市民等と市」や「市民等同士」の様々な主体間による協働をいいます。

(4) 共創

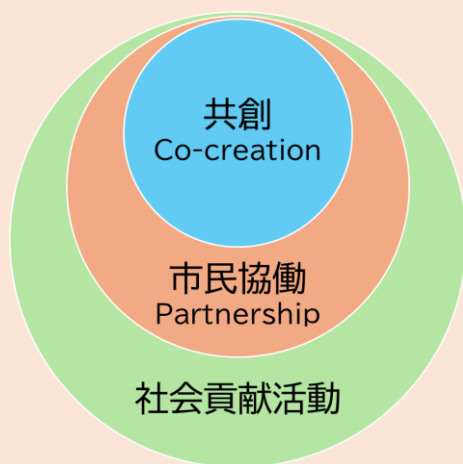
「市民協働」のうち、特に施策立案の初期段階から複数の主体が関わり、これまでにない新しい仕組み・サービス・解決策を一緒に考え、試し、形にしていく(創り出す)ことをいいます。

(5) 社会貢献活動

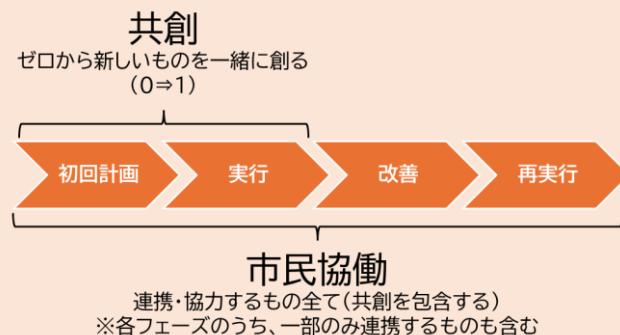
個人又は団体が、地域課題の解決及び社会的な目的の実現に向けて行う活動であり、他の主体と連携し

て行う取組及び単独で実施する取組の両方を含みます。

【図1】市民協働、共創、社会貢献活動の関係イメージ図



【図2】市民協働と共創のフェーズの違いイメージ図



(6) 中間支援組織

市民等及び市並びに市民等同士を相互に媒介し、市民等及び市による地域課題の解決を支援するため、交流促進、活動支援、活動相談等の機能を有する組織をいいます。

(7) 協働コーディネーター

市民等及び市並びに市民等同士を相互に媒介し、相互の連携を促進するほか、市民等及び市による地域課題の解決に向けた調整を行う役割を担う個人をいいます。

2 府中市が目指す市民協働の姿

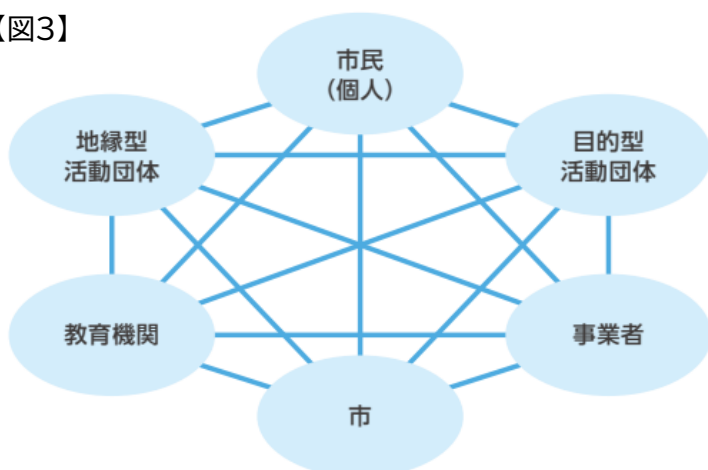
府中市らしい協働によるまちづくりに当たっては、取り組む課題の内容や地域の特性に応じて、市民と市との協働にとどまらず、例えば、NPOと自治会、教育機関と事業者、あるいはこれらに市を含めた協働など、多様な主体同士による取組が、今後ますます重要となります。

各主体がそれぞれの持つ強みや特性を生かし、連携・協力し合うことで、多くの市民が心ゆたかに暮らせるまちを創っていくことができます(図3参照)。

また、様々な主体が多様な組合せによって協働することで、更なる相乗効果が生まれ、複雑化・多様化する地域課題に対して、よりきめ細かく、柔軟に対応できる可能性が広がります。そのため、各主体の多様な組合せによる協働が円滑に進むよう、市民活動センター「プラッツ」などの中間支援組織が、主体同士をつなぐ役割を果たします(図4参照)。

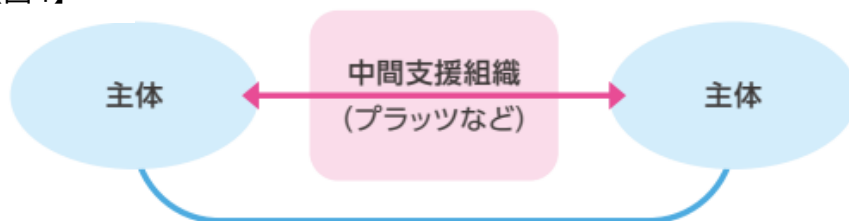
さらに、協働の内容や状況によっては、市民、団体、事業者等の各主体自らが、中間支援の機能を担い、他の主体との連携や情報共有を図る場合もあります(図5参照)。

【図3】



各主体が協働し、心ゆたかに暮らせるまちを実現します。

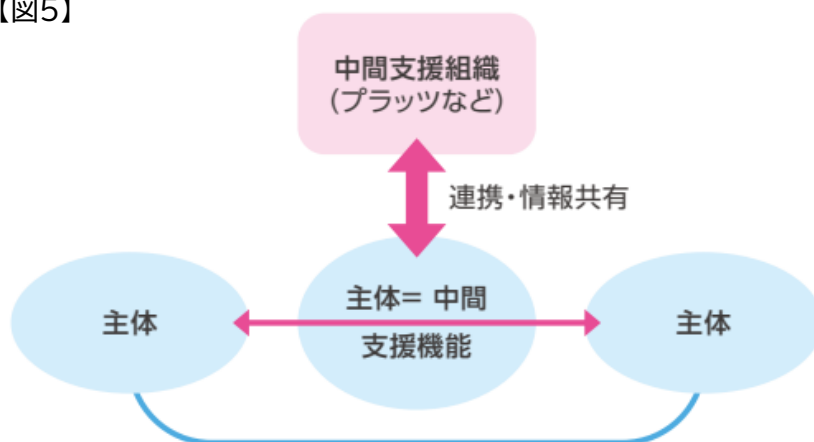
【図4】



中間支援組織は、主体同士をつなぐ役割を果たします。

※ただし、中間支援組織を通さなければ協働できないというものではありません。

【図5】



各主体が、中間支援の機能を担う場合もあります。

3 市民協働の原則

市民等及び市は、次に掲げる原則を尊重し、市民協働に取り組むものとします。

① 目的共有の原則	地域課題の解決及び社会的な目的の実現に向け、公益的な価値を相乗的に生み出すために協働により取り組むことを相互に認識し、及び理解することをいいます。
② 対等の原則	対等な協力関係にあるとの認識の下、役割分担を明確にして、それぞれが責任を持って取り組むことをいう。
③ 相互理解の原則	対話を通じ、十分なコミュニケーションを図り、互いの立場及び特性について理解を深めるとともに、信頼関係を築くことをいう。
④ 自主性尊重・自立化の原則	それぞれの特性又は専門性を生かせるよう、その自主性を尊重するとともに、各主体が自立して活動できるよう、取組を進めることをいう。
⑤ 評価の原則	協働の質及び効果を高めるため、一定の時期に市民協働による取組を客観的に評価し、及び検証することをいう。
⑥ 情報公開の原則	透明性を高め、信頼関係を築くため、市民協働に関する情報を積極的に公開することをいう。

4 市民協働の主体

まちづくりに関わる地域の多様な主体が、市民協働の主体となり得ます。本市では、市民協働の主体を次のとおり位置付け、市以外の主体を「市民等」と総称します。

市民	市内に住所を有する者、居住する者、通勤し、又は通学する者その他市内でまちづくりに関わる全ての個人
地縁型活動団体	自治会、各文化センター圏域に置かれるコミュニティ協議会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体又は当該団体同士のコミュニティづくりを支援する団体で、地域のコミュニティの形成及び活性化並びに地域課題の解決に向けた活動を行う団体
目的型活動団体	特定非営利活動法人(NPO 法人)その他の営利を目的としない自発的かつ自主的な活動のうち、公益の増進に寄与することを目的とする活動を行う団体
教育機関	学校その他の教育、学術、文化等に関する事業を行うもの
事業者	市内で事業活動を行う個人又は団体(上記を除く。)
市	府中市役所の各部署(教育委員会等を含む)

5 市民協働の形態

市民協働は、より良いまちづくりのための「手段」であり、地域課題の内容や状況に応じて、適切な協働の

形態を選択することが重要です。

協働事業を実施するに当たっては、主体同士がそれぞれの特性を相互に理解したうえで、どのような形態が効果的であるかを検討し、役割分担を明確にしたうえで取り組む必要があります。

事業への関与形態	主催	中心となる主体が、企画や運営など、責任をもって実施するもの
	共催	複数の主体が、対等な立場で主催者となり、共同で事業を実施するもの
	実行委員会・協議会方式	複数の主体で構成された実行委員会や協議会が主催者となり、事業を実施するもの
	事業協力	他の主体が主催する事業に対し、資金・人材・物資・場所等を提供し、事業の実施に協力するもの
	後援	他の主体が主催する事業に対し、名義使用の許可を行うことで社会的信用の向上を支援するとともに、広報媒体への掲載等により事業の実施を支援するもの
	政策形成過程への参画	市民や各主体の代表者が、アイデアや意見を市の施策に反映することを目的として、市の審議会や協議会等への参加や、パブリック・コメントの提出を行うもの
資金面での関与形態	委託(協働委託)	主催者が、他の主体の地域性・専門性・迅速性等を活かし、共通の目的の達成に向けて役割分担を行い、協働する意図を持った上で委託するもの
	補助・助成	他の主体が主催する事業に対し、金銭を交付して支援するもの
	協賛	他の主体が主催する事業に対し、金銭や物品、人材等の提供や、名義使用の許可等を行い、事業の実施を支援するもの
	寄付	他の主体が主催する事業に対し、金銭その他の資産を提供し、経済的な支援をするもの

6 市民等と市の協働

市民等と市が協働する場合、市民等と市との関係性には、多様なレベルがあり、単純化した図で示すと図6のように整理することができます。実際には、市民等が主体となる領域から市が主体となる領域までの境界は必ずしも明確なものではなく、事業の内容や状況に応じて変化し得るものです。そのため、協働に当たっては、事案ごとに市民等と市がそれぞれの程度関与するのかを丁寧に検討し、相互に合意した上で進めることが重要です。

また、市が関与する協働事業においては、市民共有の財産である公金の支出や公の財産の使用を伴う場合があります。このため、事業の実施に当たっては、社会的公共性を十分に確保するとともに、公費の濫用を防止し、透明性を確保する観点から、情報公開について特に留意する必要があります。

なお、協働は地域課題の解決や社会的な目的の実現に向けた有効な手法の一つですが、協働そのものが目的となるものではありません。事業や取組の内容によっては、市民等の特性や強みを生かし、協働で

7 協働の事例

暗くて怖い道を「明るく・安心な空間」に変える地域共創プロジェクト

[illegible]

主体	[企業]テルウェル東日本株式会社 × [市]政策課
地域課題	夜間に通行量が少なく照明が不十分な道路においては、「暗くて怖い」「通りにくい」といった心理的不安が生じており、子どもたちが安心して利用しにくい状況だった。
協働の内容	市の公道に小学生のアイデアをデザインに活用した発光する蓄光板を設置し、安心して歩けるまちを目指した。安心感や防犯性を高めるだけでなく、自然エネルギーを活用した持続可能な製品の使用により、環境面にも配慮した。
共創の実現	小学生が考えたアイデアをもとに企業が蓄光板を創り、新たな手法で地域課題の解決を図った。
協働のきっかけ	市制施行 70 周年記念事業の一環として、子どもたちから募集した「実現したいミライのアイデア(ミライをつくるアイデア)」において、小学生から「暗くて怖い道を、明るくて綺麗にしたい」との提案が寄せられたことを契機に、市と民間事業者が連携し、その具体化に向けた検討を開始した。
成果	・蓄光板設置数 22枚 ・蓄光板の設置後、「暗い道が明るくなった」と回答した割合は 73.2%、「楽しくなった」と回答した割合は 77.3%となり、「明るくなって楽しかった」などの感想が多く寄せられた など

都立農業高等学校生徒がデザインした「やさいどり POP」のコンビニへの掲出



主体	[学校]都立農業高等学校 × [企業]セブン-イレブン × [市]健康推進課
地域課題	成人における野菜の摂取目標量は 350gとされているが、市民のうち、成人男性では 85.8%、成人女性では 77.1%が不足している状況(令和元年度「健康と安全・安心な暮らし」に関する市民アンケート調査より)であり、また、若い世代ほど摂取量が少ない傾向がある。
協働の内容	若い世代の利用者が多いコンビニエンスストアにおいて、野菜摂取を促すポップを掲出することにより、市民の野菜摂取量増加を目指した。役割分担としては、POPのデザイン作成を都立農業高等学校食物科の学生が行い、啓発テーマ設定や POPの作成、市ホームページ等での周知を市が行い、掲出店舗との調整をセブン-イレブンが担った。
共創の実現	高校生のデザインを市が形にし、協力企業の店頭に掲出するという新たな手法でこれまでアプローチできなかった層へ野菜の摂取に関する啓発を行うことができた。
協働のきっかけ	都立農業高等学校の授業を担当していたセブン-イレブンより、健康を促すためのPOP 作成に協力してほしいと市に相談があり、実現した。
成果	掲出期間:令和 7 年 9 月 8 日から令和 7 年 9 月 30 日まで 掲出店舗数:市内40店舗 POP の種類:34種類

2

第2章

計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化の進行や地域活動の担い手の高齢化・固定化、価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域課題は一層多様化・複雑化しています。こうした状況の中、行政のみで地域課題を解決することは難しく、市民、市民活動団体、事業者等の多様な主体が、それぞれの特性や強みを生かし、相互に連携・協力して取り組む「市民協働」の重要性は、これまで以上に高まっています。

また、近年は、心と体、そして社会的にも満たされた心豊かな状態を指す「ウェルビーイング」の考え方が重視されています。地域における市民協働は、地域課題の解決に資するのみならず、人と人とのつながりを生み、地域への愛着や自己有用感の向上、孤立の防止など、市民一人ひとりのウェルビーイングの向上にも寄与するものです。このような観点からも、市民協働を一層推進していくことが重要です。

本市では、平成26年度に「市民協働都市」を宣言し、市民協働をまちづくりの基本姿勢として明確に位置付けました。また、平成29年度には、市民活動や市民協働の拠点として、市民活動センター「プラッツ」を開館し、市民活動の支援や協働の推進に積極的に取り組んできました。

市民協働の認知や実践は、主として既存の市民活動団体を中心に進んでいる一方、市民一般には十分に浸透しているとは言えず、協働が「一部の人の取組」として捉えられている状況がみられます。また、社会貢献活動や協働に関心を持ちながらも行動に至っていない層の存在や、新たな担い手や多様な主体が協働に関与しにくいなどの課題もあります。今後は、協働を特別な取組として捉えるのではなく、地域づくりにおける「当たり前の手法」として、市全体に浸透させていくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、市民協働都市宣言から10年の節目を迎えた令和6年度に、市民協働をより一層推進するため、「府中市市民協働の推進に関する条例(通称:協働しよう。そうしよう。条例)」を制定しました。

本計画は、「協働しよう。そうしよう。条例」第7条の規定に基づき、条例の目的を達成するため、市民協働の推進に関する施策を体系的に整理し、その方向性を明らかにするものです。本計画に基づき、多様な主体が協働することにより、地域課題の解決を図り、心豊かに暮らせる持続可能なまちの実現を目指します。

(2) 計画策定の目的

本計画を策定する目的は、次のとおりです。

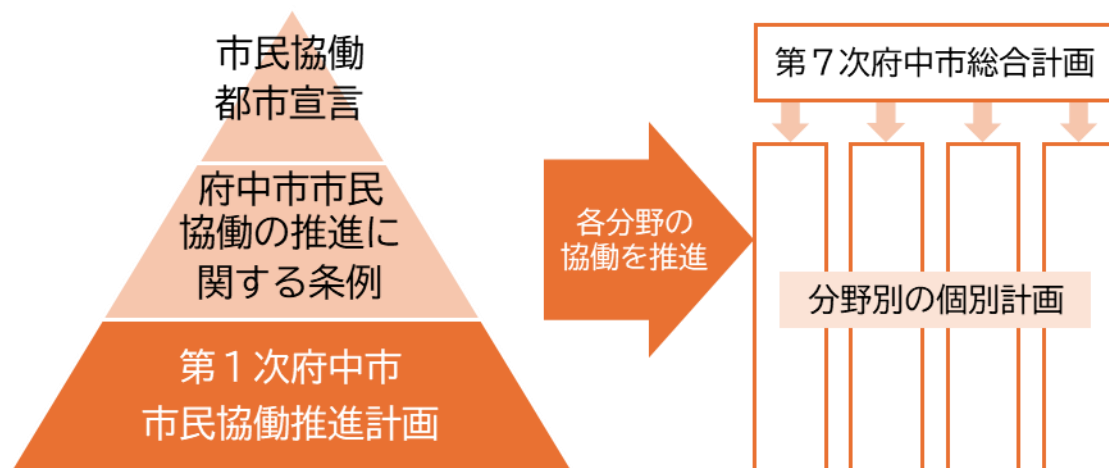
- ① 市民協働を推進するため、市が取り組むべき施策を整理し、体系的かつ具体的に定めること。
- ② 市民が、市の協働に対する考え方を理解し、協働を「自分ごと」として捉え、主体的に実践するきっかけと

すること。

2 計画の位置づけ

本計画は、「府中市市民協働都市宣言」のもとに策定された、「府中市市民協働の推進に関する条例（通称：協働しよう。そうしよう。条例）」第6条第2項の規定に基づき、市が策定するものです。

本計画により、市の最上位計画である「第7次府中市総合計画」やその下に連なる分野別の個別計画に対しても協働という考え方を取り入れさせるなどして、協働を推進していきます。



3 計画期間

第7次府中市総合計画の計画期間との連動を踏まえ、令和9年度から令和11年度までの3年間を計画期間とし、令和10年度に計画の見直しを検討します。

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
総合計画	第7次府中市総合計画（前期基本計画）				第7次府中市総合計画（後期基本計画）				次期計画
市民協働推進計画						第1次計画			次期計画

4 策定体制

本計画の策定に当たっては、幅広く市民の意見やニーズを把握し、計画に反映するため、附属機関での協議・検討、アンケート調査の実施、パブリック・コメント手続の実施など、様々な形で市民参加を図りました。

(1) 府中市市民協働推進会議

公募市民、学識経験者、公共的団体代表者、民間企業構成員、市民活動センター登録団体代表者から構成される府中市市民協働推進会議にて、計画の内容を協議・検討しました。

(2) 各種アンケート調査等の実施

ア 市民アンケート

市民の市民協働に関する実態を把握するため、令和7年11月に、市内在住の18歳以上の市民の中から無作為に抽出した1,000人を対象に、市民協働に関する市民アンケート調査(以下、「市民アンケート調査」といいます。)を実施しました。回収数(率)は309(30.9%)です。

イ プラッツ登録団体アンケート

市民活動センタープラッツ登録団体の市民協働に関する実態を把握するため、令和7年12月に、市民活動センタープラッツ登録団体481団体を対象に、市民協働に関するプラッツ登録団体アンケート調査(以下、「登録団体アンケート調査」といいます。)を実施しました。回収数(率)は85(17.7%)です。

ウ プラッツソーシャルビジネスラボ登録事業者アンケート

市民活動センタープラッツのソーシャルビジネスラボ登録事業者の市民協働に関する実態を把握するため、令和7年12月に、ソーシャルビジネスラボ登録事業者114事業者を対象に、市民協働に関するソーシャルビジネスラボ事業者アンケート調査(以下、「SB ラボ事業者アンケート調査」といいます。)を実施しました。回収数(率)は10(8.8%)です。

エ 市民協働まつりにおけるインタビュー調査

市民の市民協働に関する実態を把握するため、令和7年11月に開催された市民協働まつりのブースにおいて、来場者のうち29人に対して、市民協働に関するインタビュー調査(以下、「協働まつりインタビュー調査」といいます。)を実施しました。

(3) パブリック・コメント手続の実施

本計画の策定に当たり、パブリック・コメント手続(令和●年●月●日から●月●日まで)を実施しました。

3 第3章

現状と課題

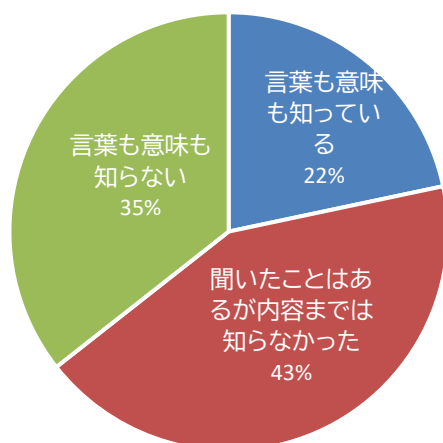
1 市の現状分析

1 市民と登録団体の間にみられる「協働認識・経験」の乖離

市民アンケート調査では、「協働」という言葉について、「言葉も意味を知っている」と回答した市民は2割程度にとどまり、「市民協働の推進に関する条例(通称:協働しよう。そうしよう。条例)」があることを知っている市民は1割程度、協働を実践した経験がある市民は1割未満でした。一方、登録団体アンケート調査では、「協働」という言葉の認知率は「言葉も意味も知っている」と回答した団体が約8割と高く、条例の認知度も約7割であり、過去1年以内に協働を実践したとする団体も約4割と一定数存在しています。

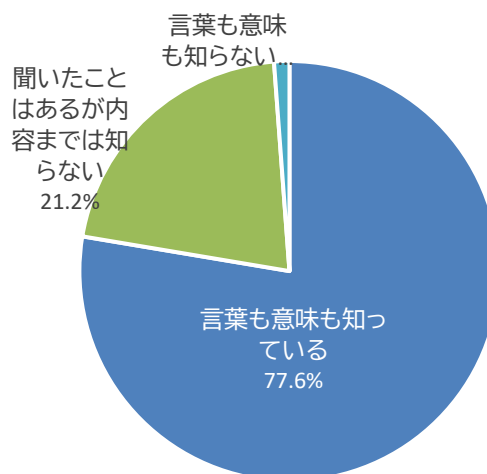
このことから、市民協働に関する情報や取組が、主として既存の市民活動団体を中心に共有されており、市民一般には十分に届いていない可能性が示唆されます。協働が「一部の人の活動」として認識され、市民全体にとって身近な選択肢として浸透していないことが、協働の裾野拡大に向けた課題となっています。

【図7】市民の協働の認知度



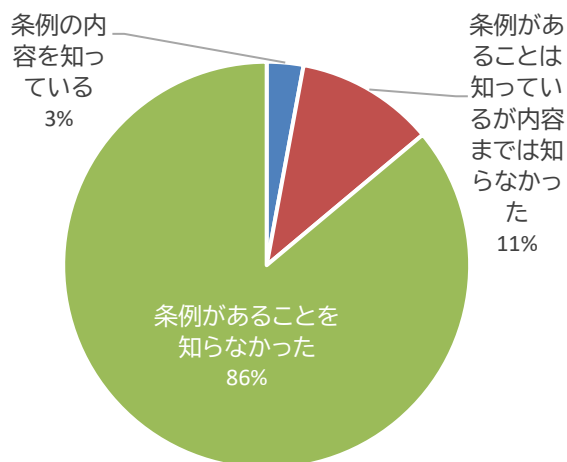
出典:市民アンケート調査

【図8】プラッツ登録団体の協働の認知度



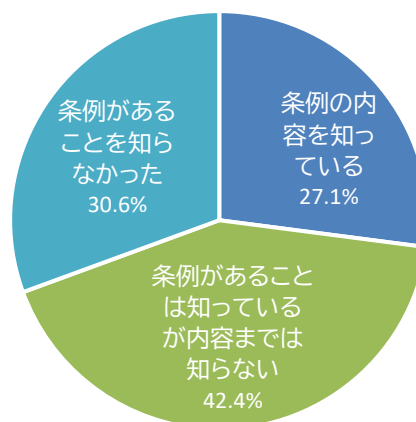
出典:登録団体アンケート調査

【図9】市民の条例の認知度



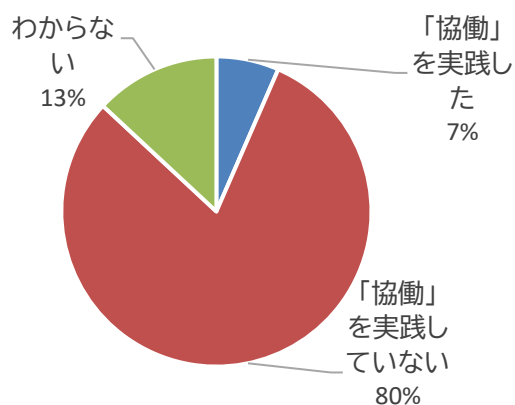
出典:市民アンケート調査

【図10】プラッツ登録団体の条例の認知度



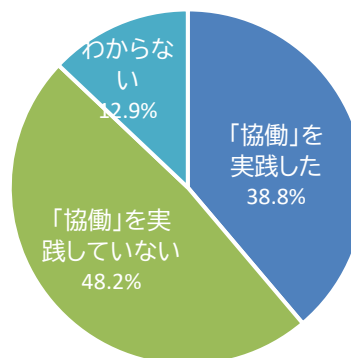
出典:登録団体アンケート調査

【図11】市民の協働の実践度



出典:市民アンケート調査

【図12】プラッツ登録団体の協働の実践度



出典:登録団体アンケート調査

2 「関心はあるが行動に至らない」層の存在

市民アンケート調査では、社会貢献活動や協働について「興味があるので、いろいろ知りたい」や「少し興味がある」と回答した市民が約4割と一定数存在する一方で、実際に協働や社会貢献活動を実践している割合は高くはないことが明らかとなりました。

社会貢献活動に参加していない理由としては、

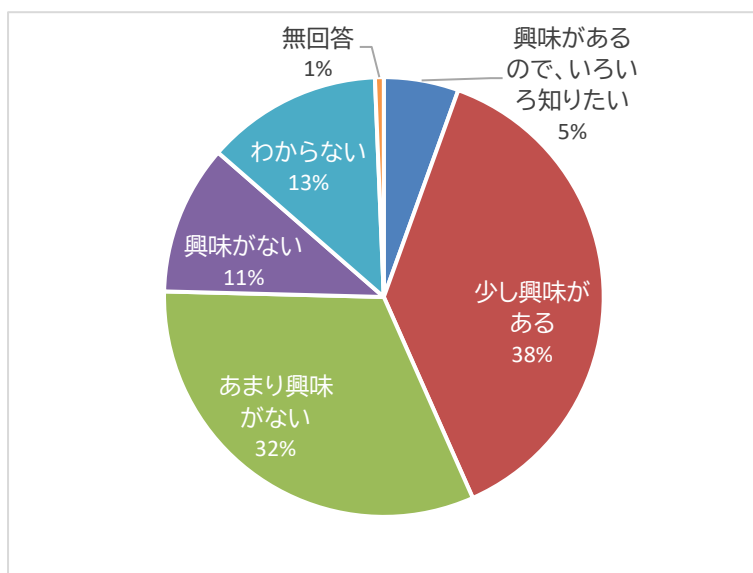
- ・ 活動内容や参加方法が分からない
- ・ 自分に合った活動が見つからない

- ・ 時間的・心理的な負担感が大きい

などが多く挙げられており、関心の欠如よりも「入口の分かりにくさ」や「心理的・時間的ハードル」が行動を妨げている可能性があります。

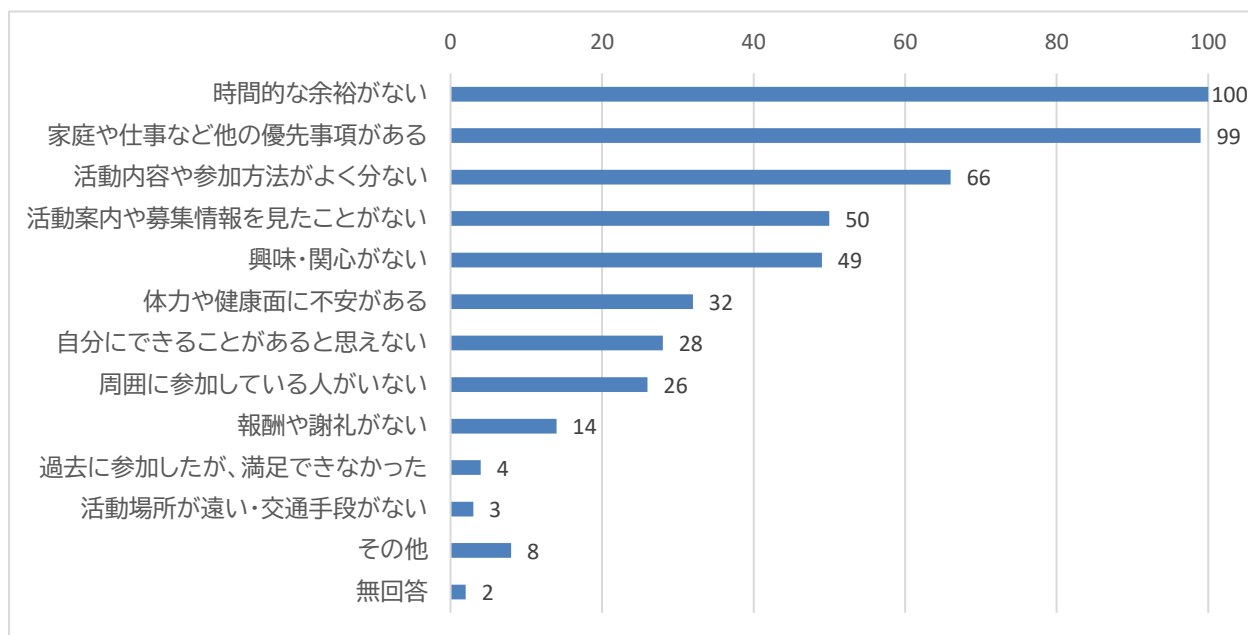
このことから、協働を推進していく上では、意欲の高い層だけでなく、「関心はあるが最初の一步を踏み出せていない層」への働きかけが重要な課題となります。

【図13】市民の協働への興味



出典:市民アンケート調査

【図14】市民が社会貢献活動に参加しない理由



出典:市民アンケート調査

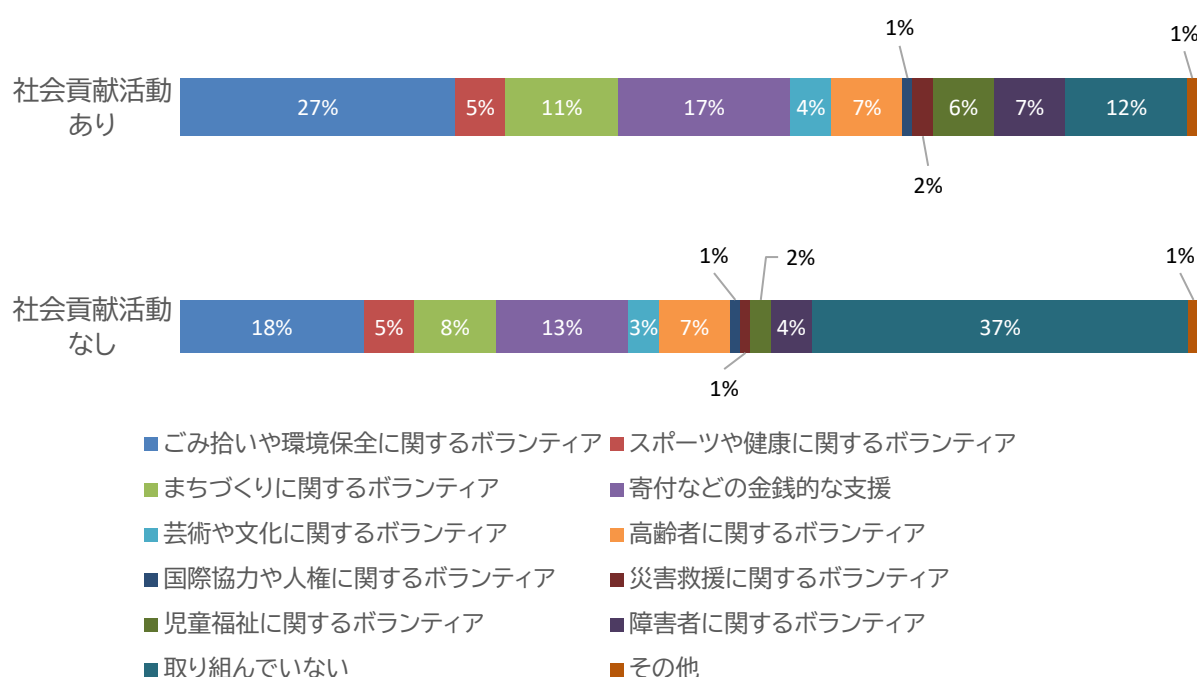
3 社会貢献活動や協働の実践につながる要因 (子どもの頃の経験・身近な人の影響・社会課題を見聞きした経験)

市民アンケート調査の結果から、社会貢献活動や協働を実践している市民の特徴として、子どもの頃に何らかの社会貢献活動に取り組んだ経験がある人や、身近な人が社会貢献活動を行っている環境にある人、社会課題を見聞きした経験がある人ほど、社会貢献活動を実践している傾向が確認されました。

また、登録団体アンケート調査においても、コーディネート経験のある人は、経験のない人に比べて10～20歳代から社会貢献活動を実践していた割合が高いという結果となりました。

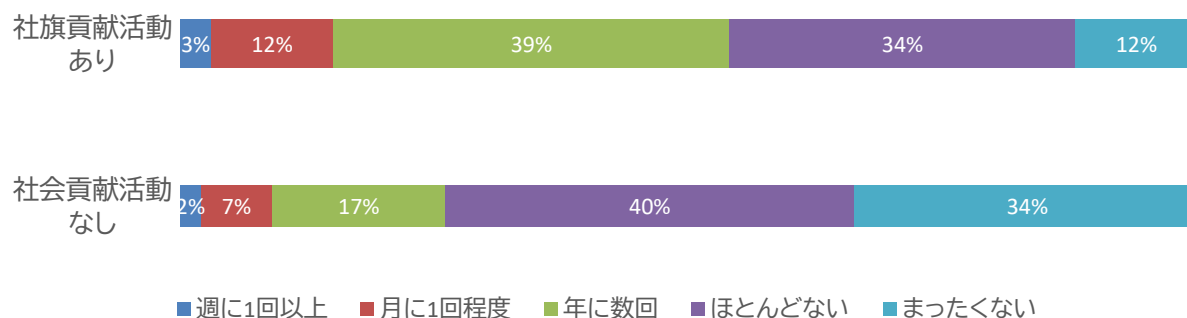
このことから、子どもの頃の社会貢献活動の経験の有無や身近な人の社会貢献の影響、社会課題を見聞きした経験などが、社会貢献活動や協働の実践に影響している可能性が示唆されます。

【図15】社会貢献活動の取組有無と子どもの頃の社会貢献活動経験の関係



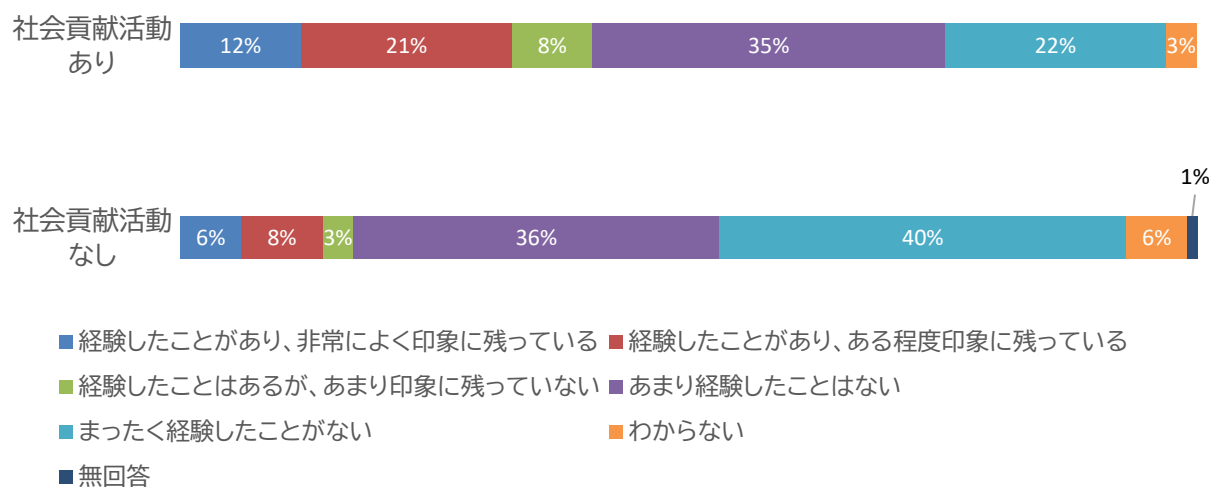
出典:市民アンケート調査

【図16】社会貢献活動の取組有無と身近な人の社会貢献の影響の関係



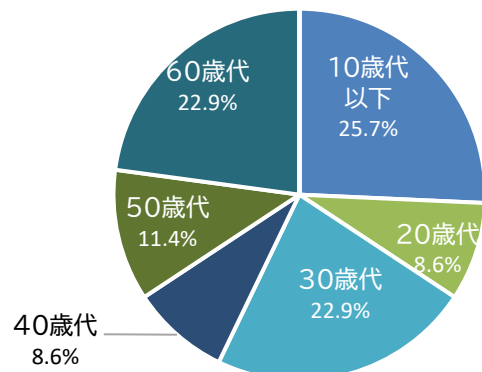
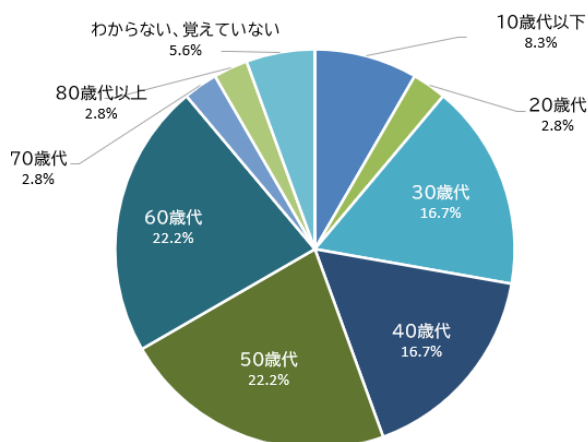
出典:市民アンケート調査

【図17】社会貢献活動の取組有無と社会課題を見聞きした経験の関係



出典:市民アンケート調査

【図18】コーディネート実践経験有無別の社会貢献活動開始年齢

コーディネート実践経験あり層の
社会貢献活動開始年齢コーディネート実践経験なし層の
社会貢献活動開始年齢

出典:登録団体アンケート調査

4 社会貢献活動団体への所属率の低さと参加条件

市民アンケート調査によると、社会貢献活動団体に所属している市民の割合は低く、多くの市民は団体に所属せずに生活している実態が明らかとなりました。

また、社会貢献活動に取り組んでいる場合であっても、寄付やクラウドファンディングなどによる金銭的な支援といった、個人単位・単発的な関わり方にとどまるケースも多くあります。

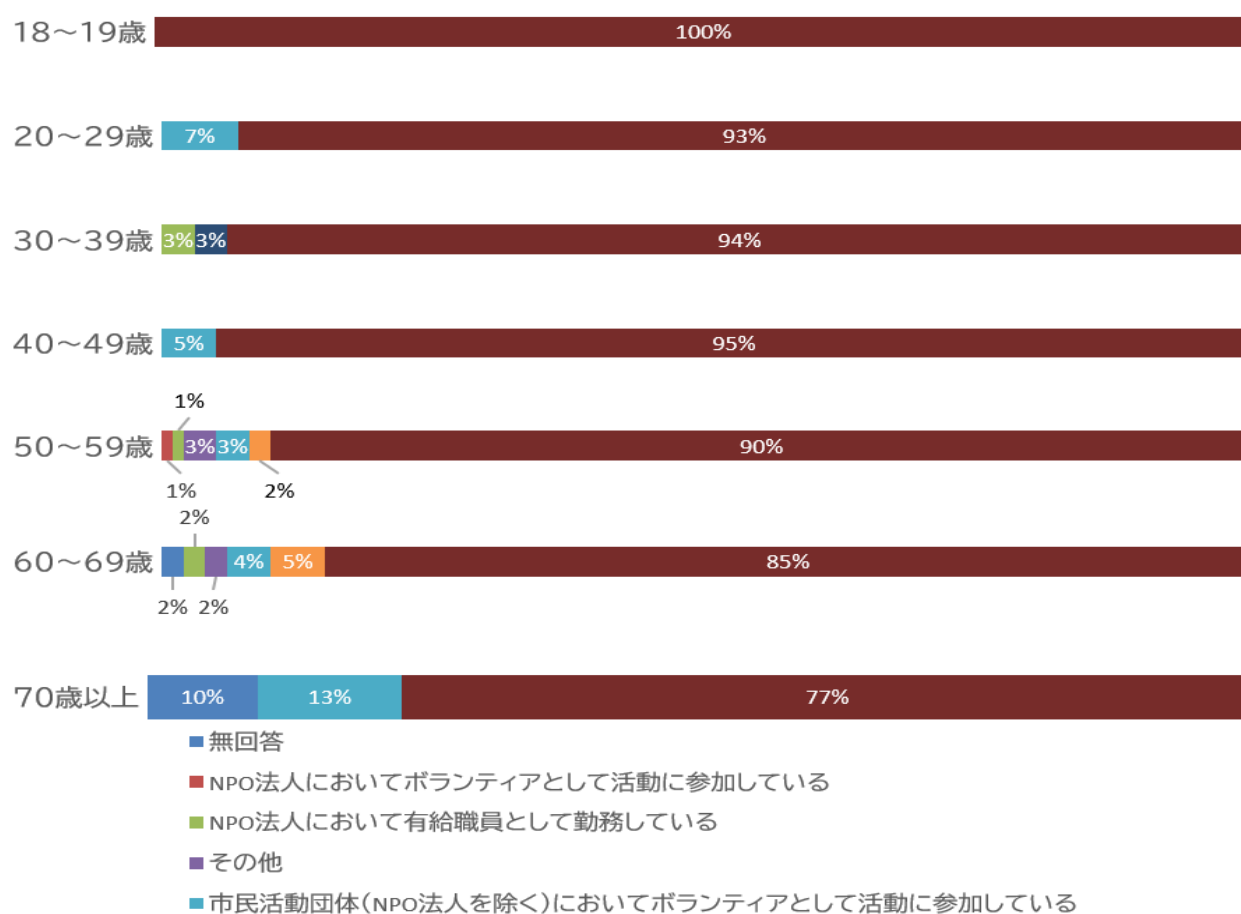
一方、社会貢献活動への参加条件に関する設問では、「内容が面白い」「場所が近い」「時間が短い」「途中

で辞めやすい」など、参加しやすさや負担感の低さを重視する傾向が顕著に表れています。加えて、年齢別の分析からは、30～40代を中心に「子連れで参加できること」を重視する回答が相対的に多く見られるなど、子育て期の市民においては、家庭との両立を前提とした参加条件が重要であることがうかがえます。

これらの結果から、市民の社会貢献活動への関心は必ずしも低いわけではなく、団体への所属や継続的な関与を前提としない、年齢層やライフステージに応じた柔軟で参加しやすい関わり方が求められていると考えられます。

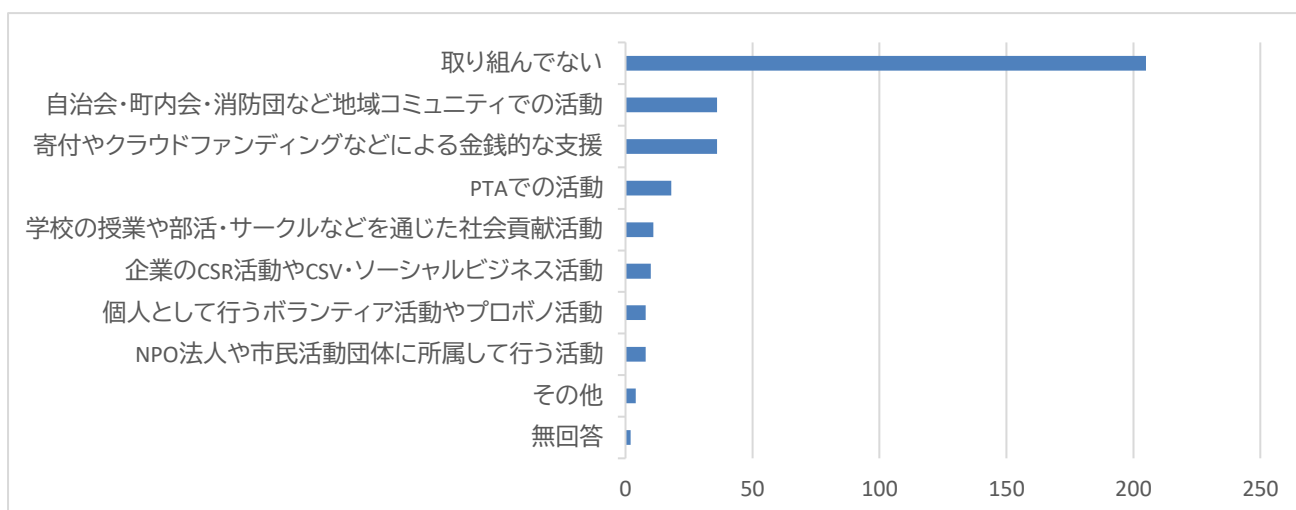
社会貢献活動への関心を行動に結びつけるためには、協働や社会貢献活動を「特別な活動」として位置付けるのではなく、参加条件そのものを市民の生活実態に合わせて設計し直すとともに、家庭や仕事と両立しやすい参加機会の創出を含め、「最初の一步」の心理的・時間的ハードルを下げる工夫が課題となります。

【図19】社会貢献を目的とする団体への所属・参加（年齢別集計）



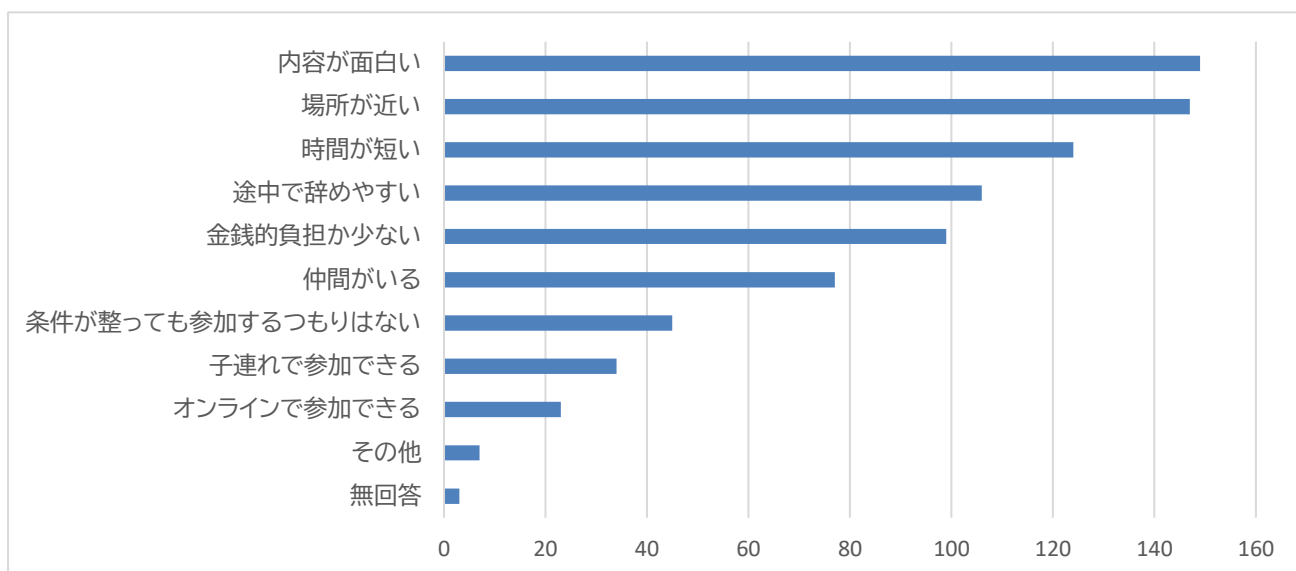
出典:市民アンケート調査

【図20】過去1年以内に、取り組んだ「社会貢献活動」



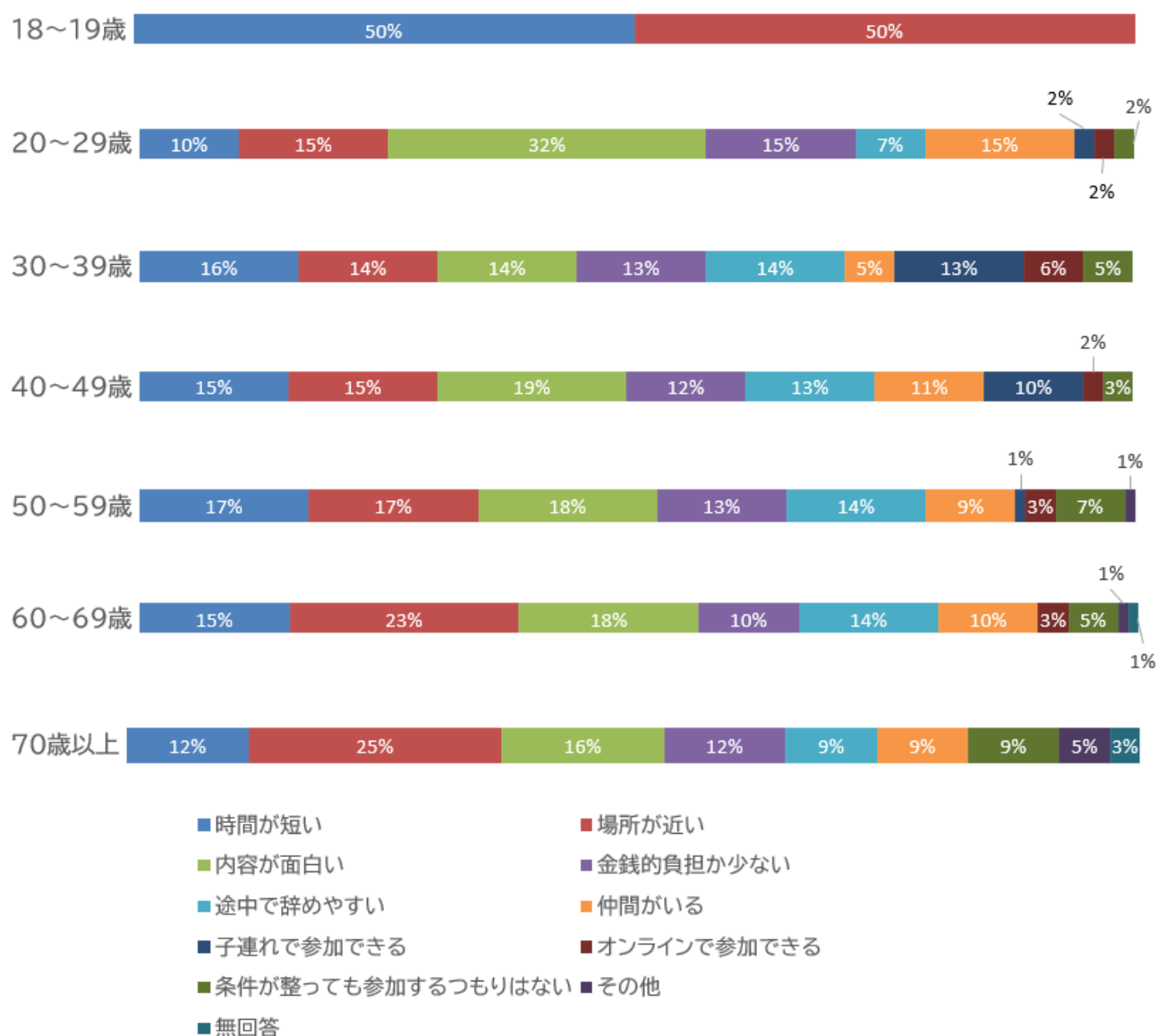
出典:市民アンケート調査

【図21】社会貢献活動に参加したいと思う条件



出典:市民アンケート調査

【図22】年齢別の社会貢献活動に参加したいと思う条件



出典:市民アンケート調査

5 市民活動団体が抱える課題

登録団体アンケート調査では、多くの団体が複数の課題を同時に抱えている実態が明らかとなりました。特に、

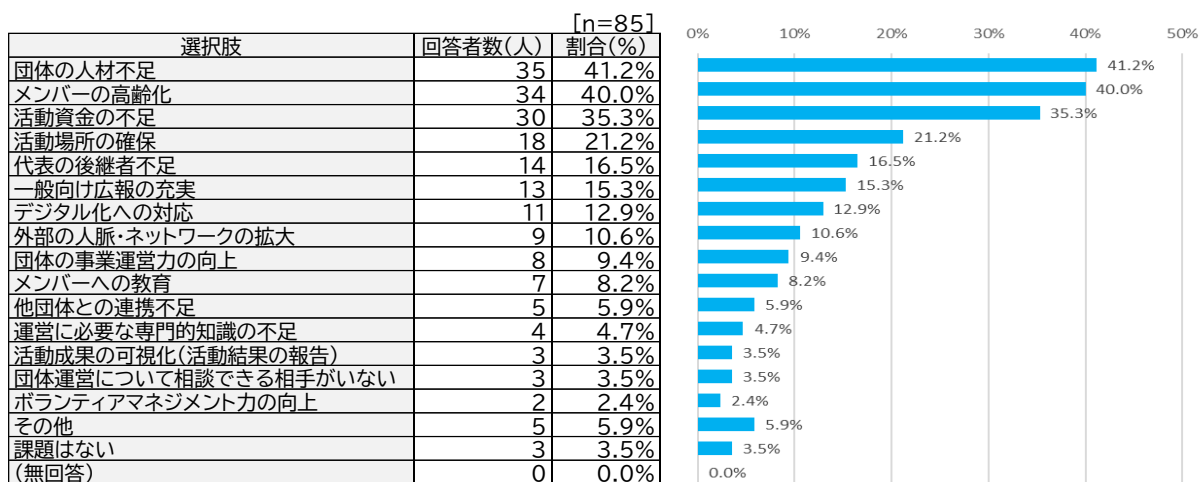
- ・ 人材不足やメンバーの高齢化
- ・ 代表者や運営担い手の後継者不足
- ・ 活動資金の不足

といった、団体の継続性に直結する課題が多く挙げられています。

また、活動の発展や協働の実践に向けては、広報発信力やデジタル対応、外部人材の受入体制などについて

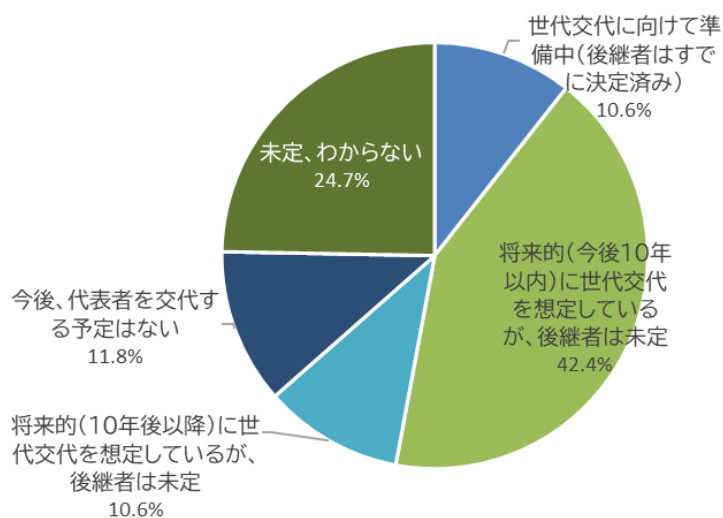
ても課題が見られます。

【図23】プラッツ登録団体の重点課題



出典:登録団体アンケート調査

【図24】プラッツ登録団体の世代交代状況



出典:登録団体アンケート調査

【図25】プラッツ登録団体の情報発信手段



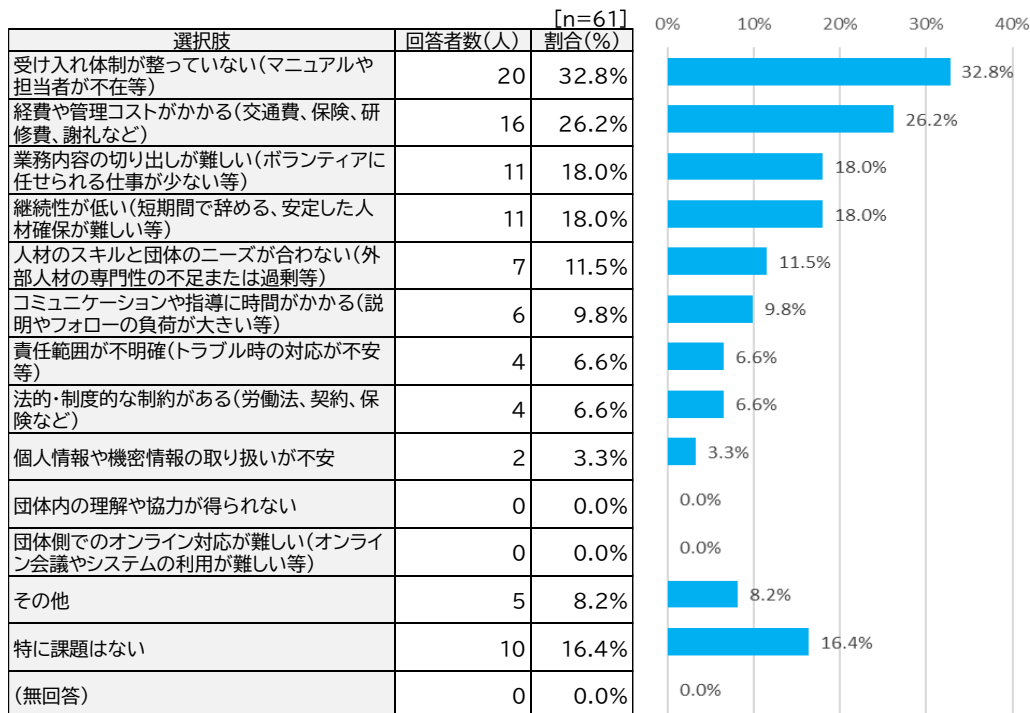
出典:登録団体アンケート調査

【図26】プラッツ登録団体の外部人材活用状況



出典:登録団体アンケート調査

【図27】プラッツ登録団体の外部人材受け入れに係る課題



出典:登録団体アンケート調査

6 ソーシャルビジネス事業者が抱える課題

SB ラボ事業者アンケート調査によると、活動開始の動機としては、「自分たちが体験した、または身近で見聞きした課題を解決したい」と回答した事業者が最も多く、「社会的な課題が明確にあり、その課題を解決したい」とする回答も多く見られるなど、社会課題への問題意識を起点として事業に取り組んでいる事業者が多い傾向がうかがえます。加えて、「社会的課題を解決しながら収益を上げるビジネスモデルを構築したい」との回答も一定数存在しており、公益性と事業性の両立を志向する層であることが示されています。

また、今後5年間の活動方針については「活動を拡大したい」と回答した事業者が多く、地域課題の解決に取り組みながら、事業の成長を目指す意欲の高い層であることがうかがえます。

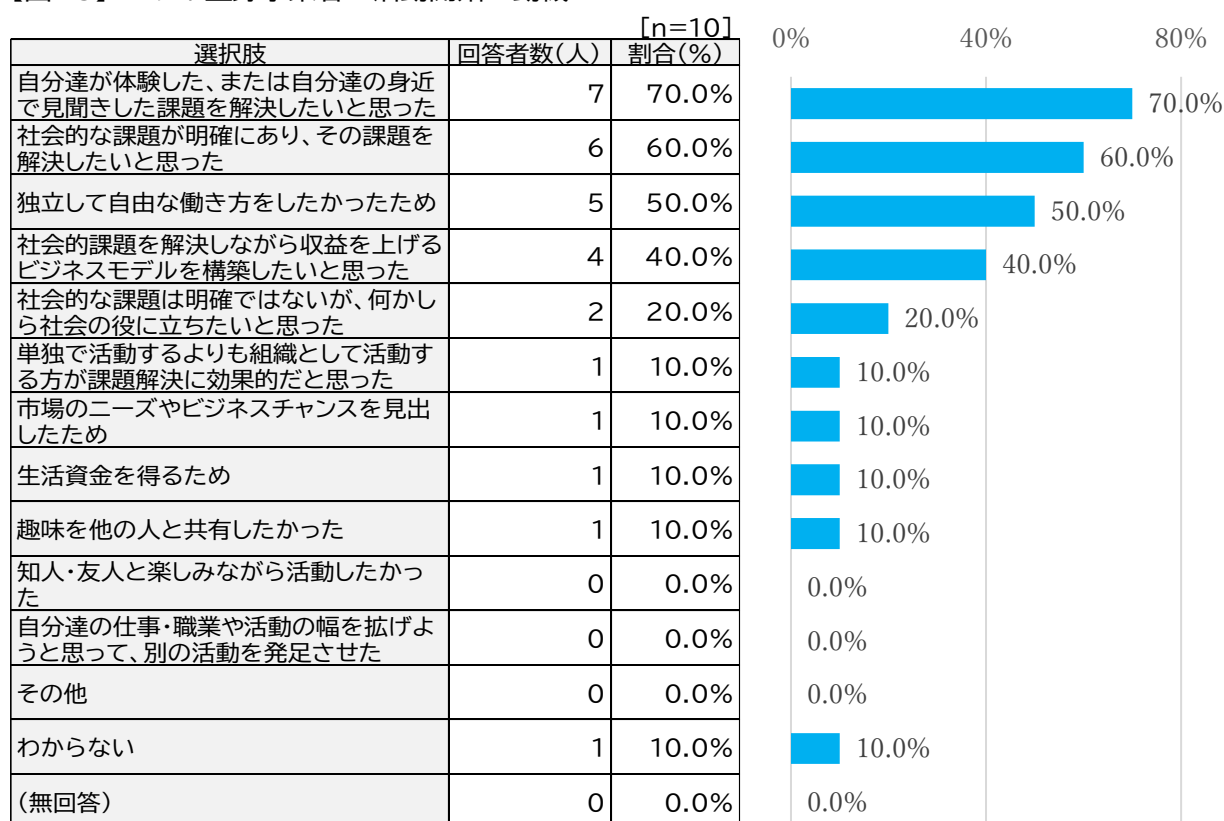
一方で、事業運営上の課題としては、重点課題として

- ・ ビジネスモデルの構築や収益性の向上、事業の拡大
- ・ 活動場所の確保
- ・ 団体の人材不足

などが挙げられており、事業の継続や発展にかかわる基盤的な課題を抱えている実態がみられます。

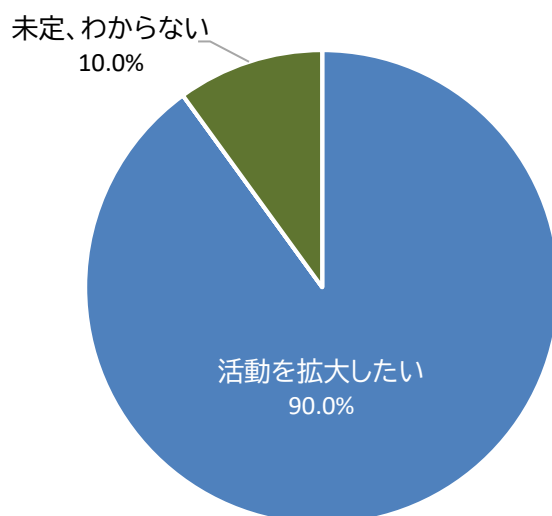
これらの結果から、ソーシャルビジネス事業者は、社会課題の解決を目的として事業を立ち上げ、成長を志向する特徴があり、地域課題解決の担い手としての可能性を有しつつも、一方で、立ち上げ期・小規模段階特有の制約の中で、収益性や体制面など事業基盤の確立に関する課題を複合的に抱えている状況が示されています。

【図28】SB ラボ登録事業者の活動開始の動機



出典:SB ラボ事業者アンケート調査

【図29】SB ラボ登録事業者の今後5年間の活動方向性



出典:SB ラボ事業者アンケート調査

【図30】SB ラボ登録事業者の重点課題



出典:SB ラボ事業者アンケート調査

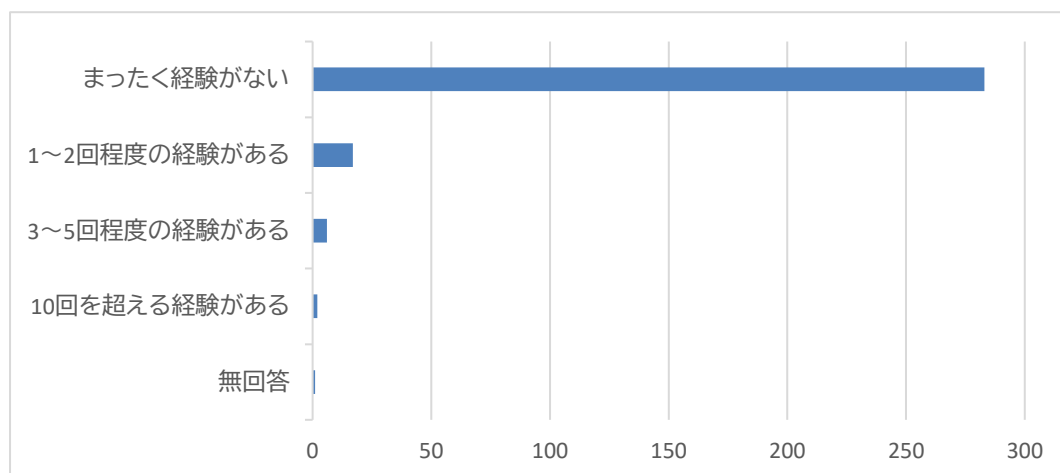
7 コーディネートの担い手・実践が十分に広がっていない現状

市民アンケート調査、登録団体アンケート調査及びSB ラボ事業者アンケート調査では、いずれにおいても、

公益的な活動に関わる人や団体同士をつなぐ「コーディネート」の実践経験について「経験がない」と回答した人が最も多く、協働を支える役割であるコーディネートの実践が、特定の人や組織に集中しやすい構造がうかがえます。

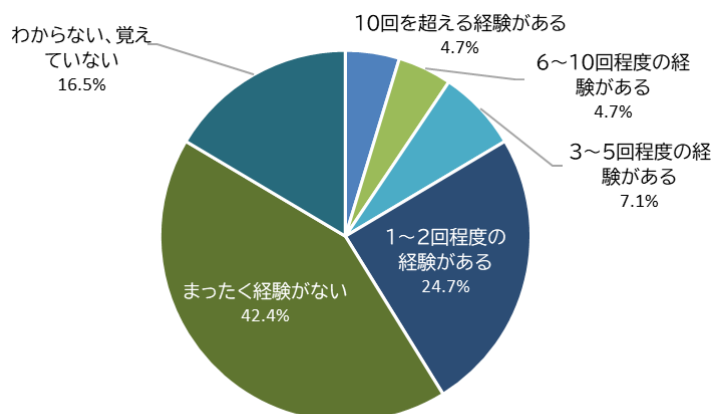
このことから、協働の取組を支える上で重要なコーディネートの担い手や実践の裾野が十分に広がっていない状況が課題として挙げられます。

【図31】市民のコーディネート経験



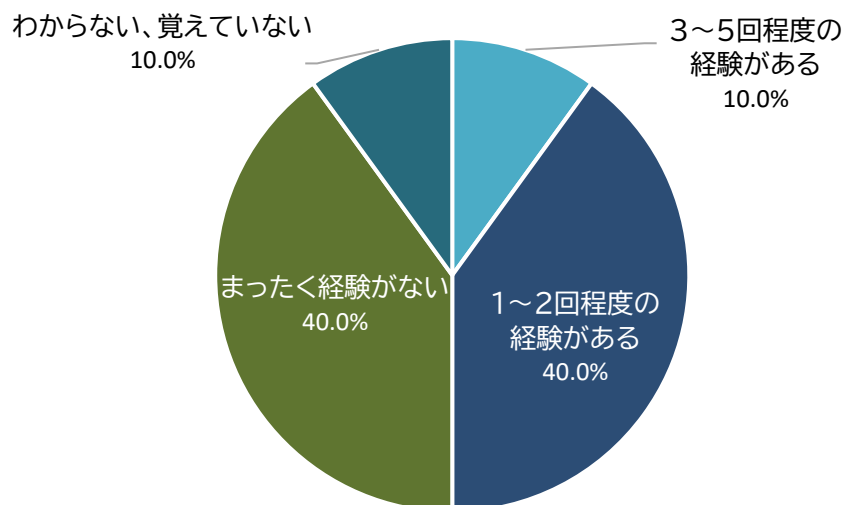
出典:市民アンケート調査

【図32】登録団体のコーディネート経験



出典:登録団体アンケート調査

【図33】SB ラボ事業者のコーディネート経験



出典:SB ラボ事業者アンケート調査

8 協働を支えるコーディネート機能・仕組みの活用にも更なる余地がある現状

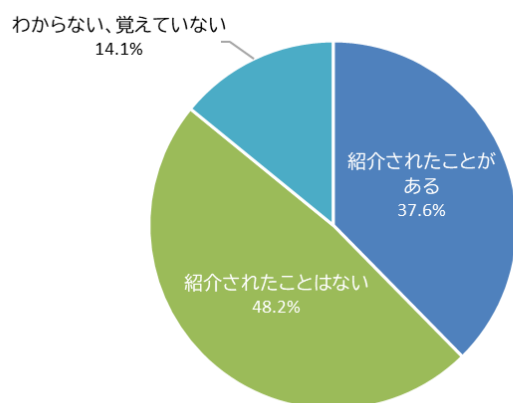
協働を具体的な取組につなげていくためには、主体同士をつなぐための制度や人材など、コーディネート機能が適切に機能していることが重要です。

登録団体アンケート調査では、市民活動センタープラッツ職員から他の団体や人を紹介された経験があると回答した団体が約4割だった一方、紹介された経験がないと回答した団体が約5割存在しています。また、「つなぎすと府中」についても、「つなぎすと府中」として活動している人を知っている人のうち、約5割の人が「つなぎすと府中」として活動している人から他の団体や人を紹介された経験がある一方で、約4割はその経験がないと回答しています。

さらに、「協働・共創の窓口」や「つなぎすと府中」といった協働を支える仕組みについては、団体側においても認知度や活用度が十分とは言えない状況がみられ、市民一般においては、さらなる認知の不足が想定されます。

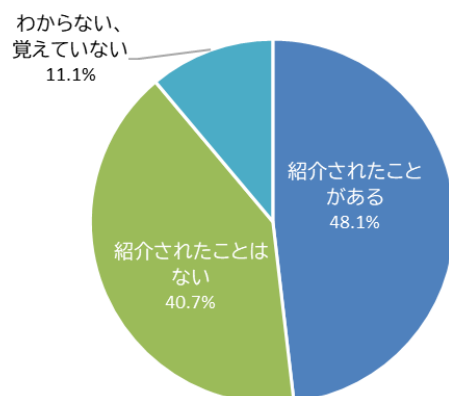
これらのことから、協働を支えるコーディネート機能や制度は一定程度整備されているものの、十分に知られていない、あるいは認知されていても実際の活用につながっていない状況があり、その結果として、協働の具体化に結び付きにくい現状が課題として挙げられます。

【図34】プラッツ職員から他の団体や人を紹介された経験



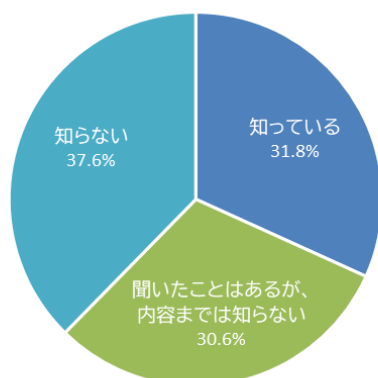
出典:登録団体アンケート調査

【図35】「つなぎすと府中」を知っている人のうち、「つなぎすと府中」から他の団体や人を紹介された経験



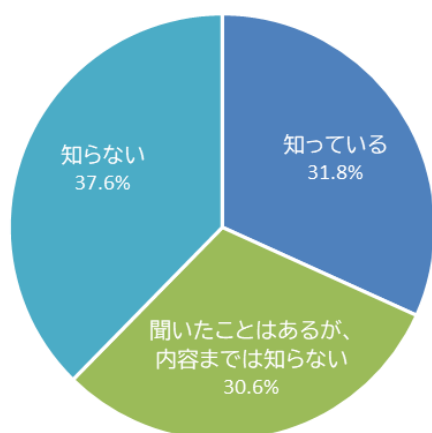
出典:登録団体アンケート調査

【図36】登録団体における「協働・共創の窓口」の認知度



出典:登録団体アンケート調査

【図37】登録団体における「つなぎすと府中」(多様な主体同士をつなぐコーディネーター人材)の認知度



出典:登録団体アンケート調査

9 協働の主体としての市職員の意識と実践の状況

令和7年度職員意識調査によると、市職員の中で市民協働の重要性については一定の認識が共有されている一方で、協働の捉え方や実践状況には職員ごとに差が見られることが確認されています。協働を業務の中でどのように位置付けるかについては、部署や担当する業務内容によって受け止め方が異なる状況にあります。

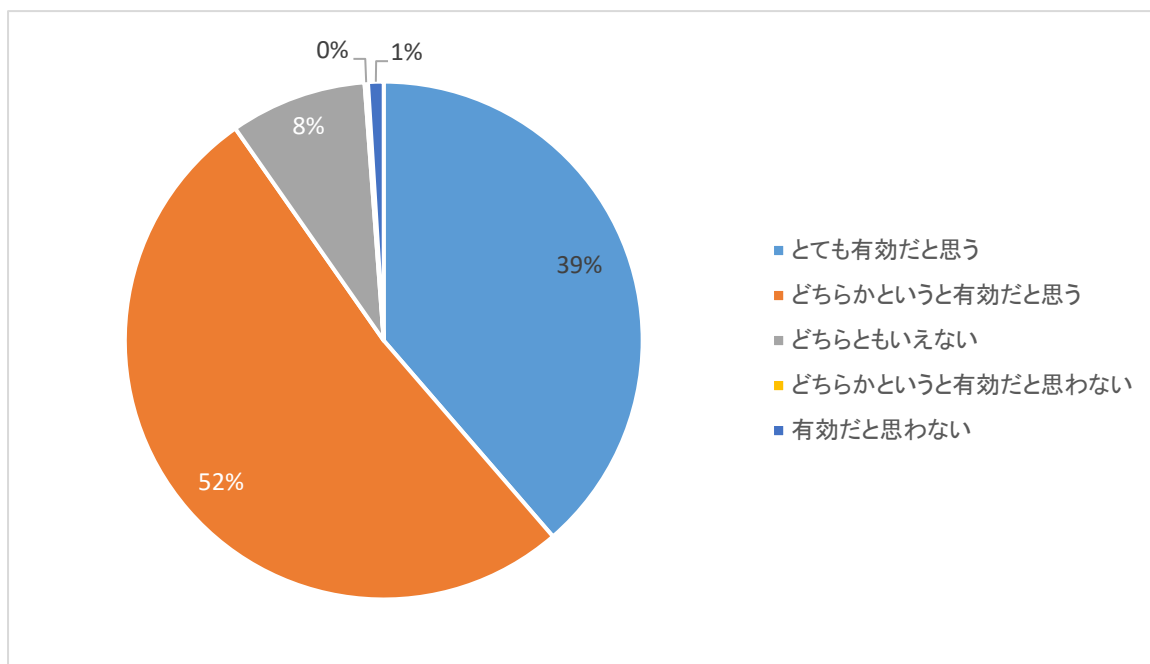
同調査において、「市民生活の向上につなげるための課題を把握している」と回答した職員は、他の選択肢と比較して、現在の部署において協働事業を実施している割合が高く、市民課題への問題意識の有無が、協働の実践と一定の関係にある可能性がうかがえます。

また、「協働を検討するにあたり、どのようなきっかけがあると取り組みやすいか」という設問では、「団体や企業から具体的な相談や提案がある」「他自治体や他部署の協働事例を知る機会がある」といった回答が多く、具体的な提案や事例が示されることが、協働検討の促進につながっている状況が見受けられます。

さらに、職層別の集計では、「協働の進め方や手順が分かりやすく示されている」と協働に取り組みやすいと感じている割合は、職層が下がるほど高い傾向が見られ、特に若手職員を中心に、協働を業務として判断・実践するための具体的な手がかりを求めるニーズが高い可能性が示されています。

これらの結果から、市民協働の実践は、市民や市民活動団体からの働きかけだけでなく、職員が市民課題をどのように捉え、協働を具体的な業務の選択肢として認識できているかによっても影響を受けていることがうかがえます。

【図38】市と市民との協働が、より良いまちづくりに有効であると感じている職員の割合



出典: 令和7年度市民協働に関する職員意識調査

【図39】業務課題の把握状況と協働の実践状況

(課題の把握状況)	対象者数	(現在の部署で、市民との協働で事業を実施したことがある)	(現在の部署で、市民との協働で事業を実施したことがない)
市民生活の向上につなげるための課題を把握している	399	43.1%	56.9%
業務の効率化につなげるための課題を把握している	655	24.9%	75.1%
課題を把握していない	104	13.5%	86.5%

出典: 令和7年度市民協働に関する職員意識調査

【図40】協働を検討するうえで、取り組みやすくなるきっかけ

カテゴリ	件数	%
団体や企業から具体的な相談や提案がある	426	46.0%
団体や企業の取組を知る機会がある	303	32.7%
他自治体や他部署の協働事例を知る機会がある	400	43.2%
協働の進め方や手順が分かりやすく示されている	379	40.9%
上司が協働に前向きな姿勢を示している	217	23.4%
協働に関する評価制度やインセンティブがある	102	11.0%
協働に活用できる予算が確保されている	290	31.3%
アイデア段階でも相談できる機会がある	246	26.6%
市民の困りごとやニーズを直接聞く機会がある	143	15.4%
その他	12	1.3%
無回答	196	21.2%

合計 2714

回答対象者数 926

【図41】職層ごとの集計

	対象者数	団体や企業から具体的な相談や提案がある	団体や企業の取組を知る機会がある	他自治体や他部署の協働事例を知る機会がある	協働の進め方や手順が分かりやすく示されている	上司が協働に前向きな姿勢を示している	協働に関する評価制度やインセンティブがある	協働に活用できる予算が確保されている	アイデア段階でも相談できる機会がある	市民の困りごとやニーズを直接聞く機会がある
管理職	107	54.2%	46.7%	37.4%	25.2%	14.0%	11.2%	33.6%	30.8%	14.0%
係長職	160	53.1%	34.4%	41.3%	28.8%	23.1%	14.4%	30.6%	27.5%	15.6%
主任	269	43.9%	29.7%	40.1%	42.4%	22.3%	7.1%	29.7%	25.3%	13.4%
事務職員等	390	42.3%	30.3%	47.7%	49.2%	26.9%	12.3%	32.1%	25.9%	17.2%

出典：令和7年度市民協働に関する職員意識調査

10 活動成果の把握・公表が十分に行われていない現状

登録団体アンケート調査及びSBラボ事業者アンケート調査では、活動成果を数値目標等により把握・測定していない団体や、成果を外部に公表していない団体が一定数存在することが確認されました。

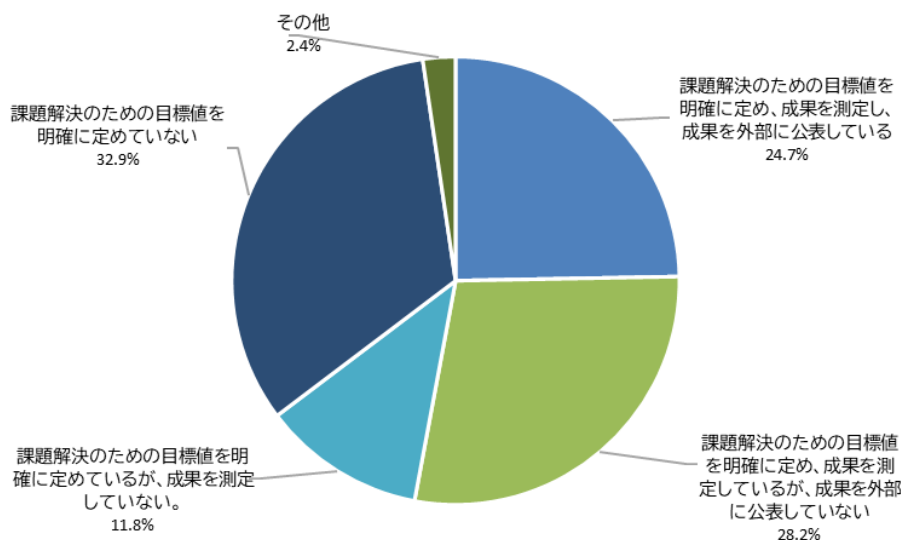
活動成果の可視化や共有が十分でない場合、

- ・ 協働の意義が市民に伝わりにくい
- ・ 支援や協力が得られにくい
- ・ 団体自身の振り返りや改善につながりにくい

といった課題が生じる可能性があります。

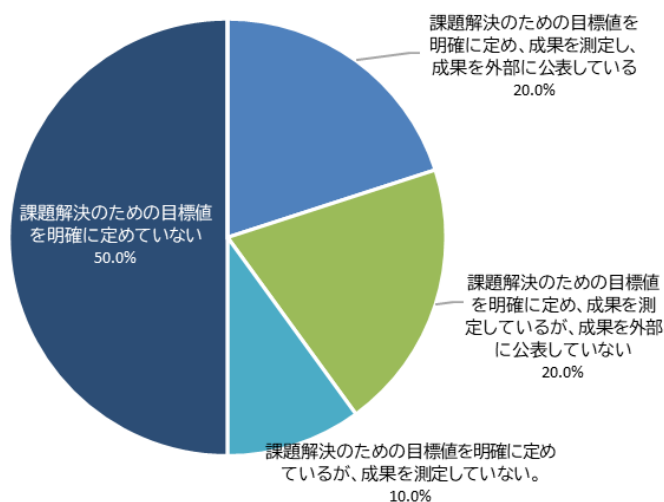
そのため、協働の推進に向けては、成果の把握や発信を支援する仕組みづくりも重要な課題となります。

【図42】活動成果の把握・活用状況（市民活動団体）



出典：登録団体アンケート調査

【図43】活動成果の把握・活用状況(ソーシャルビジネス事業者)



出典:登録団体アンケート調査

11 協働・社会貢献活動がもたらす効果

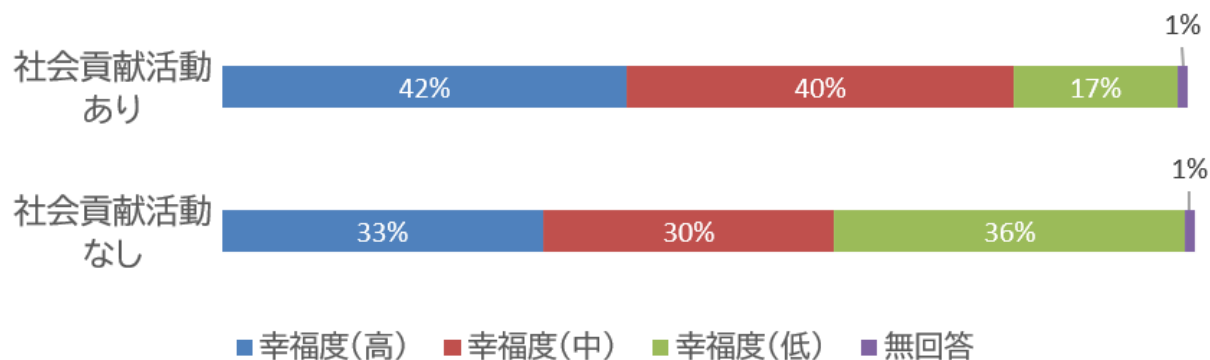
市民アンケート調査の分析結果からは、協働や社会貢献活動に何らかの形で関わっている市民ほど、幸福度が相対的に高い傾向が見られました。また、ヒアリング調査においても、協働や社会貢献活動に参加した経験を持つ人から、「地域に顔見知りができた」、「人とのつながりが広がった」、「やりがいや達成感を得られた」といった効果が多く挙げられました。

これらの結果は、市民協働が地域課題の解決に資するだけでなく、

- ・ 人と人とのつながりの形成
- ・ 自己有用感や充実感の向上
- ・ 地域への愛着の醸成

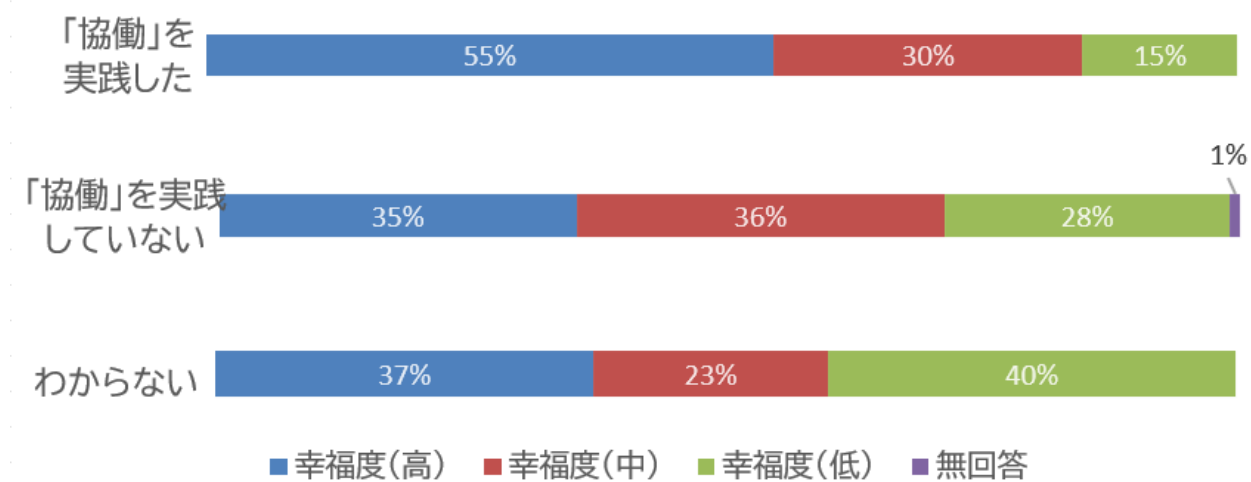
といった、市民一人ひとりのウェルビーイングの向上にも寄与する可能性を示唆しています。

【図44】社会貢献活動の取組有無と幸福度の関係



出典:市民アンケート調査

【図45】協働実践経験と幸福度の関係



出典:市民アンケート調査

2 これまでの市の主な協働推進の取組

これまで、本市において実施してきた主な協働推進の取組の実績については、次のとおりです。本計画では、これらの取組の成果や課題を踏まえ、今後の施策の方向性を整理しています。

施策	実施時期	年度実績(※)
大学等教育機関との包括連携協定締結	H18～	協定数:5件(累計)
市職員向け協働推進研修	H25～	参加者:●人
市民協働推進会議	H27～	開催回数:●回
協働共創推進課 SNS 発信	H29～	発信件数:●件
企業との包括連携協定締結	H29～	協定数:7件(累計)
ソーシャルビジネス事業者の育成及び支援 (ソーシャルビジネスラボの運営)	H29～	利用者:延●人 起業件数:●件
協働のまちづくりノート「府中のまちクリエイターノ ート」配布	R2～	配布数:約●人
協働のまちづくりノート「府中のまちクリエイターノ ート」授業	R3～	開催回数:●回
協働・共創の窓口	R5～	提案件数:●件 協働実現件数:●件
共創トライアル事業	R6～	実施事業:●事業
令和8年度クラウドファンディング型ふるさと納税 を活用した公益活動支援事業補助金「ファンファ ーレ」	R6～	事業数:2事業
市民協働推進シンポジウム	H●～	参加者:●人
コーディネーター(「つなぎすと府中」)養成講座	H●～	修了者数:●人

※ 原則、令和7年度の実績を記載しています。令和6年度以前に廃止した事業については、最終年度の実績及び当該年度を記載しています。件数等による実績の把握が困難なものについては、「―」と記載しています。

4 第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

府中市市民協働の推進に関する条例(通称:協働しよう。そうしよう。条例)に定める基本理念を踏まえ、本計画の基本理念としても、市民等及び市は、府中市市民協働都市宣言(平成26年10月19日)の下、それぞれの持つ特性又は専門性を十分に発揮するため、それぞれの役割又は責務を踏まえ、「協働しよう。そうしよう。」を合言葉に協働の輪を広げ、ともに考え、汗を流し、一体となって地域課題の解決に取り組むことにより、市民協働の推進を図るものとします。

2 計画の基本目標

(1) 基本目標

本計画では、条例第6条に定める4つの施策を基本目標とします。

1 市民協働を推進するための啓発・広報	2 市民協働に取り組む市民等への支援
3 中間支援組織・協働コーディネーターの育成	4 市各課事業における市民協働の促進

(2) 数値目標

本計画の施策の効果を検証するため、数値目標を次のとおり設定します。

項目	基準値(令和7年度)	目標値(令和11年度)
新規協働事業数(市民等と市の協働)	●●	年間〇件以上
新規協働事業数(市民等と市民等の協働)	54件	年間〇件以上
市民の協働実践者率	11.1%	〇%
市民の社会貢献活動実践者率	29.0%	〇%
市民の社会貢献団体への所属割合	8.4%	
市民幸福度	6.84(※1~10段階)	6.9

(3) 市民協働の推進に向けた段階的アプローチ

本計画では、これまでに示した現状と課題を踏まえ、市民協働を一律に推進するのではなく、市民や団体の関与の段階に応じて施策を展開していく「段階的なアプローチ」を念頭に置いて施策を展開します。

市民協働への関わりは、協働そのものを認知していない、又は自分ごととして捉えられていない段階から、関心を持ちつつも行動に至っていない段階、社会貢献活動に主体的に参加する段階、さらに協働の担い手として関与し、成果の創出や波及を担う段階へと、段階的に深まっていくものと仮定します。

まず、**ステージ1「潜在層」**では、協働や社会貢献活動に関する知識や接点が乏しく、協働が自分の生活や地域と結び付いていない状況にある層です。この段階では、協働を身近なものとして知り、関心を持つきっかけを提供することが重要です。

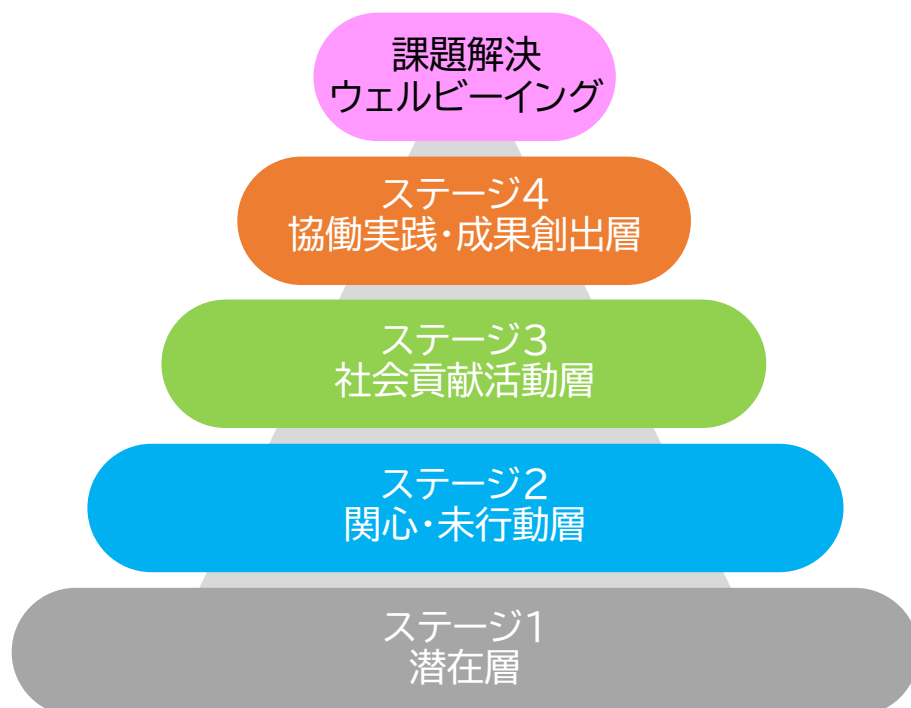
次に、**ステージ2「関心・未行動層」**では、社会貢献活動や協働に一定の関心を持ちながらも、参加方法が分からない、時間的・心理的な負担感が大きいなどの理由から、行動に至っていない状況が見られる層です。この段階では、市民の生活実態に配慮した参加条件の工夫や、「最初の一步」を踏み出しやすい入口の設計が求められます。

ステージ3「社会貢献活動層」では、市民活動やソーシャルビジネスなどの社会貢献活動に参加する市民の層です。この段階では、社会貢献活動を実践するうえでの課題、特に活動を担う人材や資金の不足、広報発信力や外部人材の受け入れなどの市民活動団体の課題を取り除く支援をすることが求められます。

さらに、**ステージ4「協働実践・成果創出層」**では、地域課題の解決に向けた協働を実践し、成果の創出や波及に向けて活動する層です。この段階では、コーディネーター人材や資金などの課題への対応に加え、活動成果の可視化や共有を通じて、協働の意義を地域全体に広げていくことが求められます。

本計画では、これらの段階が固定されたものではなく、市民や団体がそれぞれの状況に応じて段階を行き来しながら、無理なく関与を深めていくことを想定しています。

各段階に応じた施策を講じ、関心を行動へ、行動を協働へ、協働を地域の力へとつなげていくことで、最終的には多様な主体が連携し、地域課題の解決に結び付く市民協働の推進を目指します。



3 施策体系

基本目標	施策(仮)	主な事業(仮)
市民協働を推進するための啓発・広報	未来の協働の担い手に対する啓発	府中のまちクリエイターノートの配布・授業
		府中若者ミライ会議の開催
		青少年・コワーキングスペースの運営
		若者チャレンジ事業(U25)
	協働を知るための広報活動	協働に関する SNS 発信
		きょうちゃん・どうちゃんの活用
		市民協働推進月間による PR
		プラッツの情報・雑誌コーナーにおける情報発信
	市民等が気軽に参加できるイベントの開催	市民協働まつりの開催
		プラっとカフェの開催
		各種イベントへのブース出展
		仕事バーの開催
市民協働に取り組む市民等への支援	社会貢献活動機会の提供	チーム fuchu ボランティアバンクの運営
		ちょこっとプロボノの運営(プロボノ募集)
		市で募集しているボランティア情報の公開
	市民協働に関する学びの場の提供	市民活動入門講座
		ふちゅうカレッジ出前講座における市民協働の説明
	寄附をしやすい仕組みづくり	公益活動を支援する補助金
	市民活動団体への支援	市民活動に対する助成
		公益活動を支援する補助金【再掲】
		講師のタマゴ
		市民活動専門講座
		NPO・ソーシャルビジネス専門相談
	ソーシャルビジネス事業者への支援	仕事バー【再掲】
		ソーシャルビジネスラボ
	企業の社会貢献活動の支援	若者チャレンジ事業(U25)
	市民等同士の協働の支援	市民協働まつり【再掲】
		プラッツ大交流会
		ちょこっとプロボノ(活用団体募集)
中間支援組織・協働コー	中間支援組織の育成	プラッツの機能強化方策の検討

ディネーターの育成		市民協働推進部職場内集合研
		職員研修
	協働コーディネーターの育成	つなぎすと府中養成講座
市各課事業における市民協働の促進	職員の意識啓発	職員研修【再掲】
		市民協働推進委員会・市民協働推進員の設置
		市職員向け情報発信(teams チャンネル)
	市と市民等との連携の促進	協働・共創の窓口の運営
		共創トライアル事業の実施
		若者チャレンジ事業(U25)?【再掲】
		大学との連携促進
		企業との包括連携協定に基づく連携促進
		協働スペース「つなぎば」の運営
		市民協働シンポジウムの開催
	進捗管理	総合計画における協働の進捗管理
		協働事業実績調査
		職員意識調査の実施

5

第5章

基本目標別の施策・指標

1 市民協働を推進するための啓発・広報

施策1-1 未来の協働の担い手に対する啓発

(1) 現状と課題

- 子どもの頃に社会貢献活動や地域活動に取り組んだ経験がある人ほど、成人後も社会貢献活動や協働を実践している傾向が見られ、早期の経験がその後の行動に影響する可能性がある。
- このことから、将来にわたって市民協働を担う人材を育てていくためには、若年期から地域や社会課題に触れ、協働を身近なものとして認識できる機会を確保していくことが課題である。

(2) 目指す姿

- 子どもや若者が、学校や日常の居場所の中で地域や社会課題に触れ、市民協働を「特別なもの」ではなく、自分の暮らしとつながる身近な選択肢として捉え、学びや体験を通じて関心を深めている状態を目指す。
- 対話の場や実践の機会を通じて、若者が気づきやアイデアを発信する場を設けることで、段階的に社会貢献活動や協働への関与を深め、将来の担い手として育っていく循環が生まれている状態を目指す。

(3) 主な事業と目標

主な事業	目標値(令和11年度)
府中のまちクリエイターノートの配布・授業	配布人数 ○人 授業実施回数 ○回
府中若者ミライ会議の開催	開催回数 ○回 参加者数 ○人 提案の実現 ○件
青少年・コワーキングスペースの運営	イベント参加者 ○人
若者チャレンジ事業(U25)	提案件数 ○件

施策1-2 協働を知るための広報活動

(1) 現状と課題

- 市民アンケート調査では、「協働」という言葉や意味を認知している市民は一部にとどまり、協働を実践

した経験がある市民は1割未満であることが明らかとなった。一方、登録団体では協働の認知や実践が一定程度進んでおり、市民一般との間に認識・経験の乖離が生じている。

- また、市民協働に関する制度や取組、参加方法に関する情報が市民に十分に伝わっておらず、市民にとって「どこで、どのように関われるのか」が分かりにくい状況にある。
- さらに、活動成果の把握や公表が十分に行われていないことから、協働の取組や効果が市民に伝わりにくく、協働への理解や関心の喚起につながりにくい構造となっている。
- このことから、協働を市民全体に広げていくためには、制度や取組の周知にとどまらず、協働の具体像や成果、関わり方を分かりやすく、継続的に発信していくことが課題である。

(2) 目指す姿

- 市民が、協働の取組や参加方法、相談先などの情報に、日常的に触れ、自身の関心やライフスタイルに応じて容易にアクセスできる状態を目指す。
- また、協働の成果や取組の背景にあるストーリーが分かりやすく共有されることで、市民協働への理解と共感が広がり、「自分にも関われる」と感じる市民が増えている状態を目指す。

(3) 主な事業と目標

主な事業	目標値(令和11年度)
協働に関する SNS 発信	発信回数 ○回
きょうちゃん・どうちゃんの活用	活用回数 ○回
市民協働推進月間による PR	実施回数 ○回
情報・雑誌コーナーでの情報発信	更新回数 ○回

施策1-3 市民等が気軽に参加できるイベントの開催

(1) 現状と課題

- 社会貢献活動や協働に対して特段の関心を持っていない、又は自分との関わりをイメージできていない市民が一定数存在している。こうした層においては、協働や社会貢献活動の情報に接する機会そのものが限られている実態が見られる。
- また、協働や社会貢献活動への関心を持つ以前の段階として、活動の存在を知ることや、人や団体、取組と偶然出会う機会が少ないことが、協働を自分ごととして捉えにくい要因の一つとなっている可能性がある。
- このことから、市民協働を裾野から広げていくためには、制度や活動への参加を前提とするのではなく、楽しみながら地域の取組や担い手に触れ、関心を持つきっかけとなる場を日常的に提供していくことが課題である。

(2) 目指す姿

- 市民が、イベントや交流の場を通じて、地域で行われている取組や市民活動に自然に触れ、「自分の身の回りにも様々な活動がある」ことを知る機会が広がっている状態を目指す。

- また、人や活動との出会いを通じて、協働や社会貢献活動に対する関心が芽生え、次の段階(情報収集や参加を検討する段階)へとつながっていく流れが生まれている状態を目指す。

(3) 主な事業と目標

主な事業	目標値(令和11年度)
市民協働まつりの開催	来場者数 ○人 出展団体数 ○団体
プラっとカフェの開催	開催回数 ○回 参加者数 ○人
各種イベントへのブース出展	出展回数 ○回
仕事バーの開催	開催回数 ○回 参加者数 ○人
キッズスペースイベント	開催回数 ○回 参加者数 ○人

2 市民協働に取り組む市民等への支援

施策2-1 社会貢献活動機会の提供

(1) 現状と課題

- 社会貢献活動や協働に関心を持つ市民が一定数存在する一方で、「具体的にどのような活動があるのか分からない」「自分に合った関わり方が見つからない」といった理由から、行動に至っていない市民が存在する。
- また、社会貢献活動への参加条件としては、「場所が近い」「時間が短い」「途中で辞めやすい」など、無理なく関われる形を重視する傾向が見られており、従来の団体所属や継続的な参加を前提とした関わり方だけでは、市民の多様なニーズに十分応えられていない可能性がある。
- さらに、年齢別の分析からは、30～40代を中心に「子連れで参加できること」を重視する回答が相対的に多く見られるなど、子育て期の市民においては、家庭との両立を前提とした参加条件が重要であることが示されている。
- このことから、関心を持った市民が次の段階へ進むためには、活動内容や関わり方を具体的にイメージでき、自身の関心やライフスタイルに合わせて選択できる分かりやすい活動機会の提示が課題となっている。

(2) 目指す姿

- 市民が、自身の関心やライフスタイルに応じて、時間や関わり方を選びながら社会貢献活動に関われる選択肢が可視化されている状態を目指す。
- また、身近で参加しやすいボランティア等の機会を通じて、関心を持つ市民が無理なく社会貢献活動へ

の一步を踏み出していく状態を目指す。

(3) 主な事業と目標

主な事業	目標値(令和11年度)
チーム fuchu ボランティアバンク運営	登録者数 〇人
ちょこっとプロボノ(募集)	マッチング件数 〇件
市募集ボランティア情報公開	掲載件数 〇件

施策2-2 市民協働に関する学びの場の提供

(1) 現状と課題

- 寄附やボランティアなど、社会貢献活動に個人として関わっている市民が一定数存在する一方で、市民活動団体への所属や、他の主体と連携して活動する協働の実践には至っていないケースが多い。
- こうした背景には、社会貢献活動と市民活動、協働との違いや、それぞれにおける役割分担、関与の程度、責任の持ち方などが分かりにくく、「自分がどこまで関わればよいのか」「どのように関わるのが適切なのか」を具体的にイメージしにくい状況があると考えられる。
- また、個人での活動から一歩進み、仲間とともに活動したり、他の団体や市と協働したりすることに対して、心理的なハードルや不安を感じている市民が存在する可能性もある。
- このことから、すでに社会貢献活動に関わっている市民も含め、関わり方の幅や次の選択肢を整理・理解できる段階的な学びの機会を提供していくことが課題である。

(2) 目指す姿

- 市民が、社会貢献活動、市民活動、協働といった多様な関わり方の違いや特徴について理解を深め、自身の関心や状況に応じて、どのような関与の仕方が適しているかを整理できる状態を目指す。
- また、学びの場を通じて、個人での関わりにとどまらず、仲間と活動することや、他の主体と協働することについても選択肢の一つとして捉えられるようになり、次の関わり方を考えられる状態を目指す。

(3) 主な事業と目標

主な事業	目標値(令和11年度)
市民活動入門講座	開催回数 〇回 参加者数 〇人
ふちゅうカレッジ出前講座における市民協働の説明	実施回数 〇回

施策2-3 寄附をしやすい仕組みづくり

(1) 現状と課題

- 社会貢献活動や協働への関心の在り方は多様であり、必ずしも活動への参加という形に限らず、さまざまな関わり方が考えられる。中でも、仕事や子育て等により時間的な制約がある市民や、体力や健康面に不安のある市民にとっては、直接活動に参加することが難しい場合であっても、寄付という行動を通じて社会貢献に関わることができるという特徴がある。
- 一方で、寄附を通じた関わり方については、「どのような活動を支えているのか」「どのように活用されているのか」といった点が分かりにくく、市民にとって具体的なイメージを持ちにくい側面がある。
- また、市民活動団体においては活動資金の不足が団体の重点課題として挙げられており、活動の継続や発展に向けては、資金面での支援を含めた多様な支え方が求められている。
- このことから、市民協働を裾野から支えていくためには、活動への参加だけでなく、寄付という関与の在り方についても、その意味や位置づけを整理し、市民側の選択肢として分かりやすく提示するとともに、団体の活動基盤を支える手段の一つとして位置付けていくことが課題である。

(2) 目指す姿

- 市民や事業者が、社会貢献活動や市民活動の内容や目的、成果について理解した上で、寄付を通じて無理のない形で活動を支援できる状態を目指す。
- また、寄付が「活動に参加できない場合の代替的な関わり方」ではなく、社会貢献や協働を支える主体的な関与の一つとして位置付けられ、団体の活動基盤を支える手段としても適切に活用されている状態を目指す。

(3) 主な事業と目標

主な事業	目標値(令和11年度)
公益活動を支援する補助金	採択事業数 ○件 寄付者数 ○人

施策2-4 市民活動団体への支援

(1) 現状と課題

- 市民活動団体においては、担い手不足や活動資金の不足、一般向け広報の充実など、継続的な活動を行う上で複合的な課題を抱えているケースが多く見られる。特に、代表者や一部のメンバーに負担が集中しやすい状況は、活動の継続や発展の妨げとなることがある。
- また、社会貢献活動や協働への関心を持つ市民が多様な形で関わろうとする中で、団体側においては、単発参加や寄付による支援、プロボノ的な関与など、多様な関与を受け止め、活かしていくための体制やノウハウが十分に整っていない場合もある。
- このような状況においては、市民による多様な関与の可能性があっても、それが団体の活動基盤の強化や協働の発展につながりにくいという課題が生じる可能性がある。

- このことから、市民活動団体が、活動を継続・発展させながら、市民や事業者による多様な関与を受け止め、地域課題解決の担い手として機能していくためには、資金面・人材面・運営面を含めた総合的な支援が必要である。

(2) 目指す姿

- 市民活動団体が、必要な支援や知見を得ながら、安定的に活動を継続し、地域課題解決の担い手としてそれぞれの強みを発揮できている状態を目指す。
- また、団体が、参加・寄付・プロボノなど多様な形で関わる市民や事業者を無理なく受け止め、その関与を活動の継続や発展につなげることができる体制が整っている状態を目指す。

(3) 主な事業と目標

主な事業	目標値(令和11年度)
市民活動に対する助成	採択事業数 ○事業
公益活動を支援する補助金【再掲】	採択事業数 ○件
講師のタマゴ	登録者数 ○人
市民活動専門講座	開催回数 ○回 参加者数 ○人
NPO・ソーシャルビジネス専門相談	相談件数 ○件

施策2-5 ソーシャルビジネス事業者への支援

(1) 現状と課題

- ソーシャルビジネス事業者は、自らの体験や身近な課題を出発点として事業を立ち上げ、地域課題の解決と事業の成長を両立させようとする志向を持つ事業者が多い。一方で、その多くは立ち上げ期又は小規模段階にあり、収益性の確保や人材体制の構築、活動拠点の確保など、事業を継続・発展させていくための基盤づくりに関する課題を抱えている状況が確認されている。
- また、社会的意義の高い取組を行っている場合であっても、活動成果や事業内容が外部に十分伝わっていないことから、市民や市民活動団体、行政との連携や協働につながりにくいケースもみられる。特に、小規模な事業者においては、日常の事業運営と並行して、他主体との関係づくりや新たな連携の検討を進める余力を確保しにくい状況がある。
- このような状況から、ソーシャルビジネス事業者が地域の中で継続的に活動し、市民や行政、他の主体と連携しながら社会課題の解決に取り組んでいくためには、対話やマッチングの機会を確保し、事業の成長と協働の両立を後押しする支援が求められている。

(2) 目指す姿

- 社会課題の解決を目的とするソーシャルビジネス事業者が、地域の担い手の一つとして定着し、市民、市民活動団体、行政など多様な主体と連携しながら、持続的に事業を展開している状態を目指す。
- また、事業者が有する専門性、機動力、アイデアなどの強みが、市民、市民活動団体、行政と共有され、

地域課題の解決に向けた協働のパートナーとして、自然に市民協働の取組に関与できる環境が整っている状態を目指す。

(3) 主な事業と目標

主な事業	目標値(令和11年度)
仕事バー【再掲】	開催回数 ○回
ソーシャルビジネスラボの運営	利用者数 ○人

施策2-6 企業の社会貢献活動の支援

(1) 現状と課題

- 企業が有する資金、人材、専門的な知識やノウハウは、地域課題の解決や市民活動の支援に生かされる可能性を有しており、市民協働を進めていく上で重要な資源となり得る。一方で、企業にとっては、地域課題にどのように関わればよいのか、また、市民活動や協働の取組とどのようにつながることができるのかが分かりにくい状況がある。
- また、寄付や助成、人材提供など、企業による社会貢献活動の形態は多様であるものの、それぞれの関与の方法や効果、活動事例が十分に共有されておらず、地域における企業の社会貢献活動が点として散在しやすい状況が見られる。
- このため、企業が地域課題の解決に関心を持っていても、市民活動団体や行政との接点生まれにくく、結果として市民協働への参画が限定的なものにとどまっている可能性がある。
- このことから、市民協働をより広げていくためには、企業が自らの強みや立場に応じて無理なく関われる社会貢献活動の在り方を整理し、市民活動や協働の取組との接点をつくる支援が求められている。

(2) 目指す姿

- 企業が、資金提供にとどまらず、人材やノウハウの提供など、自社の特性を生かした社会貢献活動を通じて、地域課題解決のパートナーとして市民協働に参画している状態を目指す。
- また、企業による社会貢献活動が、市民活動団体や協働事業を支える一つの基盤として位置付けられ、地域における多様な主体の連携と持続的なまちづくりにつながっている状態を目指す。

(3) 主な事業と目標

主な事業	目標値(令和11年度)
若者チャレンジ事業(U25)	提案件数 ○件

施策2-7 市民等同士の協働の支援

(1) 現状と課題

- 「協働」への関心を示す市民が一定数見られる一方、実際に協働を実践した経験がある市民は限られて

おり、関心や問題意識があっても、他者との協働という形に結び付いていない状況がある。

- また、登録団体においても、協働の重要性は認識されているものの、他団体や個人と新たにつながる機会が限られていることや、コーディネート機能の活用が十分に進んでいない実態があり、主体同士の出会いや対話の不足が、協働の広がりを阻む要因の一つとなっている可能性がある。
- これらのことから、市民等同士の協働を促進していくためには、協働を前提としたマッチングを行う前段として、主体同士が出会い、活動や関心を共有できる対話・交流の機会を確保していくことが課題である。

(2) 目指す姿

- 市民等が、分野や世代、立場の違いを超えて緩やかにつながり、対話や交流を通じて互いの活動や関心を知る機会が日常的に生まれている状態を目指す。
- また、こうした関係性の積み重ねの中から、市民等同士の協働が自然に生まれ、それぞれの強みを生かした柔軟で持続的な地域課題の解決につながっている状態を目指す。

(3) 主な事業と目標

主な事業	目標値(令和11年度)
市民協働まつり【再掲】	来場者数 ○人 参加団体数 ○団体
プラッツ大交流会	開催回数 ○回
ちょこっとプロボノ(活用団体募集)	マッチング件数 ○件

なお、府中市では、市民等が主体的に地域や社会に関わる取組を広げていくため、活動の内容や規模、成長段階に応じた多様な支援制度を用意しています。

活動の立ち上げ期から発展・展開期までを見据え、活動のスタートやステップアップを後押しする市民活動に対する助成、公益活動を支援する補助金、行政課題を解決するための提案を受け付け、担当課へとつなぐ「協働・共創の窓口」など、目的やフェーズに応じて選択できる支援制度を組み合わせで展開しています。

これにより、市民等が無理なくステップアップしながら、自らの取組を発展させていける環境づくりを目指します。

3 中間支援組織・協働コーディネーターの育成

施策3-1 中間支援組織の育成

(1) 現状と課題

- 市民協働の取組が多様化し、市民、市民活動団体、事業者、行政など複数の主体が関わる場面が増える中で、協働を円滑に進めるための「中間支援機能」の重要性が一層高まっている。
- 協働の現場では、関係者間の調整や役割分担の整理、対話の促進など、取組を具体化する以前の段階

で多くの支援が必要となるが、こうした機能は必ずしも明確な組織や仕組みとして整備されているわけではなく、経験や関係性を持つ特定の人に依存して発揮されている場合も少なくない。

- 現状では、主として市民活動センターが中間支援組織として中心的な役割を担っているものの、協働の分野や関わる主体が広がる中で、一つの拠点に機能が集中する状態では、協働の機会や相談ニーズを十分に受け止めきれない状況が生じる可能性がある。実際に、市民活動センタープラッツ職員から他団体への紹介を受けた経験がないと回答した団体も一定数存在している。
- なお、登録団体アンケート調査では、公益的な活動を行っている人同士を紹介・橋渡しする経験について、「まったく経験がない」と回答した団体(回答者)が最も多いことが示されており、橋渡し役を担う人材の裾野が十分に広がっていない可能性がある。
- このことから、市民協働を安定的に推進していくためには、中間支援機能を特定の拠点に集約するのではなく、市職員や市民活動団体なども中間支援組織として活動することを促進し、より多くの市民や団体が相談や調整を行いやすい体制を構築していくことが課題である。

(2) 目指す姿

- 市民活動センターや市の協働共創推進課が、それぞれの専門性やネットワークを生かし、中間支援機能の中核として、市民、団体、事業者、行政など多様な主体をつなぐ役割を果たしている状態を目指す。
- あわせて、市の各課職員や市民活動団体が、日常的な業務や活動の中で中間支援機能を担うことで、地域の中に複数の協働のハブが存在し、多くの市民や団体にとって身近な場所に相談の入口がある状態を目指す。

(3) 主な事業と目標

主な事業	目標値(令和11年度)
プラッツの機能強化方策の検討	
市民協働推進部職場内集合研修	参加者数 ○人
市職員研修	参加者数 ○人

施策3-2 協働コーディネーターの育成

(1) 現状と課題

- 市民等や市の間をつなぎ、協働を具体的な取組として形にしていけるためには、調整や伴走支援を担う人材の存在が不可欠であり、市民活動センターにおいて、協働のコーディネーター人材である「つなぎすと府中」の養成を継続的に実施している。
- しかし、登録団体アンケート調査では、「つなぎすと府中」について、「知らない」と回答した団体が約4割存在しており、制度・人材そのものが十分に認知されていない可能性がある。また、「つなぎすと府中」を知っている団体のうちでも、紹介・橋渡し(他の団体や人の紹介)を受けた経験がないと回答した団体が一定数確認されており、認知がそのまま実際の支援につながっていないケースが見られる。

- また、同調査では、コーディネート実践経験がある人ほど、社会貢献活動を開始した時期が比較的早い傾向が示されており、経験の蓄積が役割発揮に関係している可能性が示唆される。こうした人材を継続的に育て、地域に増やしていく視点が求められる。

(2) 目指す姿

- 「つなぎすと府中」等の協働を支える人材が、地域の中で役割として認知され、協働の検討段階から実践段階に至るまで、必要に応じて調整・橋渡し・伴走が行える状態を目指す。
- あわせて、社会貢献活動への関与や実践の経験が、調整や橋渡しといった役割の発揮につながり、経験を重ねた人材が協働を支える立場として地域に広がっていく状態を目指す。

(3) 主な事業と目標

主な事業	目標値(令和11年度)
つなぎすと府中養成講座	開催回数 ○回 受講者数 ○人

4 市各課事業における市民協働の促進

施策4-1 職員の意識啓発

(1) 現状と課題

- 令和7年度職員意識調査では、市民協働の重要性については一定の認識が共有されているものの、職員の理解度や実践経験にはばらつきがあり、部署や個人によって協働の捉え方に差が見られることが示されている。
- 特に、「市民生活の向上につなげるための課題を把握している」と回答した職員は、現在の部署において協働事業を実施している割合が高く、市民課題への問題意識の有無が、協働の実践につながっている可能性がうかがえる。
- 協働は、特定の部署や専門担当だけで完結するものではなく、事業立案や日常業務の中で検討・判断されることで広がっていくものである。しかし現状では、協働を業務の選択肢として検討する視点や、市民等と連携する際の基本的な考え方・手順が、必ずしも全庁的に共有・定着しているとは言えない状況にある。
- このことから、市民協働を推進していくためには、職員一人ひとりが市民課題への意識を高めるとともに、協働を検討する際の視点や進め方を理解し、実務の中で活用できるようにしていくことが課題である。

(2) 目指す姿

- 職員一人ひとりが、市民生活の向上につながる課題を自分ごととして捉え、市民協働を行政運営の基本的な手法の一つとして理解し、日常業務の中で意識的に活用している状態を目指す。

- また、職員が、市民や市民活動団体、事業者との対話を通じて、課題や役割を整理し、協働の可能性を判断・調整できるよう、協働の進め方や考え方が分かりやすく共有され、実務の中で活用されている状態を目指す。
- これにより、職層や部署にかかわらず、必要に応じて職員が協働を選択・実践できる環境が整い、市民協働が特定の担当や部署に依存することなく、市全体に広がっている状態を目指す。

(3) 主な事業と目標

主な事業	目標値(令和11年度)
職員研修	実施回数 ○回 参加者数 ○人
市民協働推進委員会・市民協働推進員の設置	会議開催回数 ○回
市職員向け情報発信(teams チャンネル)	発信回数 ○回

施策4-2 市と市民等との連携の促進

(1) 現状と課題

- 市と市民等との連携を促進するための相談窓口や取組は進められているものの、協働や共創を具体的な事業として実装していく段階では、案件の掘り起こしや調整の進め方について、さらなる工夫が求められている。
- 令和7年度職員意識調査において、「協働を検討するにあたり、どのようなきっかけがあると取り組みやすいか」を尋ねた設問では、「団体や企業から具体的な相談や提案がある」と回答した職員が最も多く、次いで「他自治体や他部署の協働事例を知る機会がある」となっており、協働の検討に当たっては、抽象的な理念よりも、具体的な提案や事例が示されることが重要なきっかけとなっていることがうかがえる。
- 市と市民等との連携を促進していくためには、協働の検討につながる具体的な提案や事例が共有される仕組みを充実させるとともに、対話や実験的な取組を通じて、協働の進め方を実感できる機会を整えていくことが課題である。

(2) 目指す姿

- 市と市民等との間で、市民生活の向上につながる課題や関心が共有され、団体や企業、市民等からの具体的な提案や相談を起点として、協働の検討が円滑に進む状態を目指す。
- また、他自治体や他部署における協働事例が共有されることで、協働の進め方や実践イメージが職員間で蓄積され、職層や分野を問わず、協働を業務の選択肢として判断・実践できる環境が整っている状態を目指す。
- これにより、市と市民等との対話や連携が一過性の取組にとどまらず、具体的な事業や実証的な取組へとつながり、多様な主体との協働や共創が継続的に生み出されている状態を目指す。

(3) 主な事業と目標

主な事業	目標値(令和11年度)
協働・共創の窓口の運営	提案件数 ○件 協働実現件数 ○件
共創トライアル事業	実施件数 ○件
大学との連携促進	協働件数 ○件
企業との包括連携協定に基づく連携促進	協働件数 ○件
協働スペース「つなぎば」の運営	利用件数 ○件
市民協働シンポジウム	参加者数 ○人

市職員は施策の実施主体であるとともに、市民協働の推進に当たっては、市民等の主体的な活動を支援し、つなぐ役割を担います。

そのため、各課においては、事業の目的や性質に応じて、協働の適否や実施方法を判断しながら取組を進めるものとします。

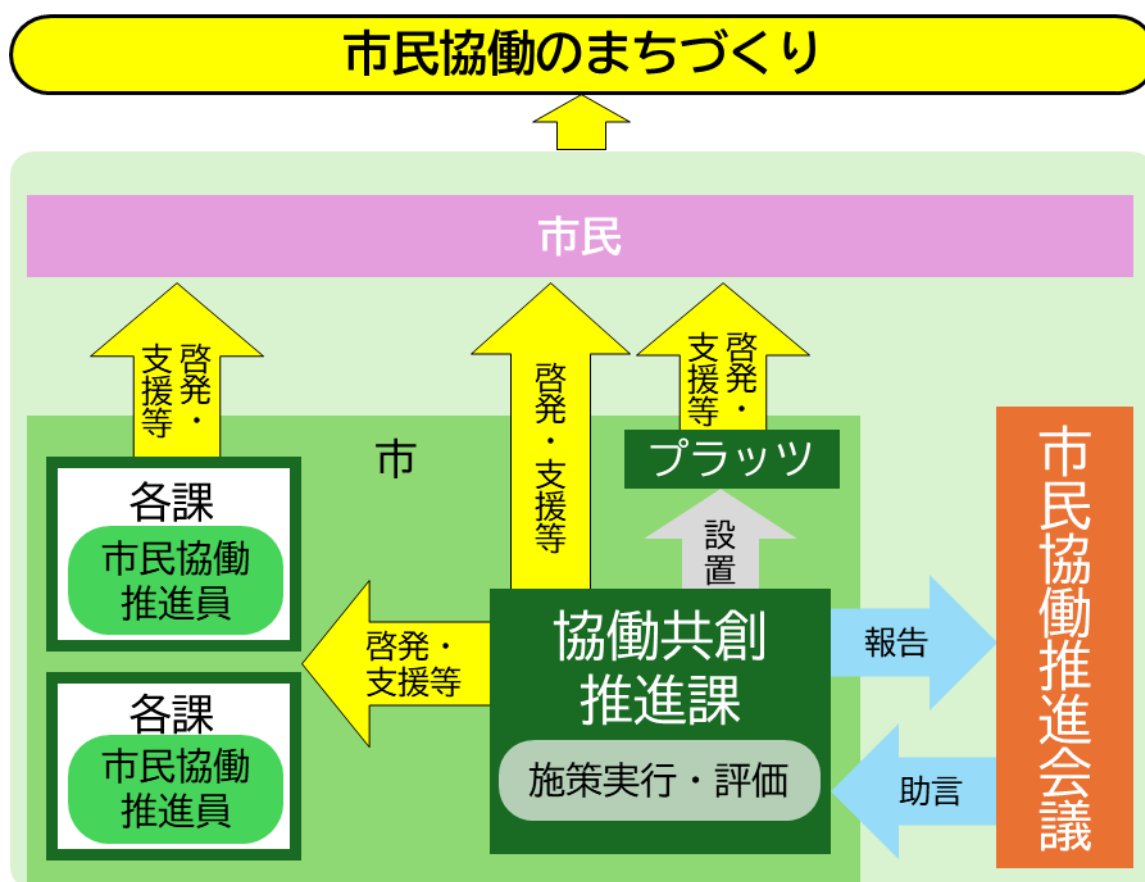
6 第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画に掲げる施策の実施及び評価は、市（協働共創推進課（市が設置するプラッツを含む））が担います。評価結果については、市民協働推進会議に報告し、同会議から改善に向けた助言を受けるものとします。

また、市は、各課に配置されている市民協働推進員等と協力し、全庁的に市民協働を推進する体制とします。

なお、本計画の実施主体は市である一方、市民協働のまちづくりの担い手は市民です。そのため、「協働しよう。そうしよう。」を合言葉に、市民との連携を常に意識しながら、協働の輪を広げ、本計画を推進していきます。



2 計画の進行管理（PDCA サイクル）

本計画に掲げた各取り組みについては、「Plan(計画)」、「Do(実行)」、「Check(評価)」、「Action(改善)」の循環により業務改善を図る PDCA サイクルにより、施策・事業の進捗状況や成果を把握するとともに、内容について継続的に点検し、必要に応じて改善を図り、基本目標及び数値目標の達成を目指します。

また、計画の進捗については、市が市民協働推進会議に報告し、第三者評価及び改善策の助言を受けます（「Check(評価)」）。その評価及び助言を受けて、市は改善策を検討し、次年度の年度計画へ反映させます（「Action(改善)」）。



参考資料

1 市民協働都市宣言

市民協働都市宣言

歴史と文化、豊かな自然にはぐくまれ、都市としての魅力や活力にあふれる、わたしたちのまち府中。

わたしたちは、将来にわたってみんなが笑顔で暮らし、働き、学び、活動できるように、お互いの信頼関係のもとに協力し合い、支え合うまちをつくります。

そのために、わたしたちは、まちの主役として自らの役割を考え、できることから積極的にまちづくりに参加します。

そして、わたしたちは、ともに考え、汗を流し、一体となって地域課題の解決に取り組みます。

わたしたちは、洗練された輝き続けるまちへのさらなる飛躍を誓い、ここに府中市を「市民協働都市」とすることを宣言します。

平成 26 年 10 月 19 日
府中市

2 市民協働の推進に関する条例

府中市市民協働の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市民協働の推進に向けて、基本理念及び基本原則を定め、市民協働の主体となる市民等の役割及び市の責務を明らかにすることにより、多様で多層な主体が相互に連携し、協力して地域課題の解決を図り、もって心豊かに暮らせる持続可能なまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民等 次のアからオまでに掲げる用語を総称する。

ア 市民

イ 地縁型活動団体

ウ 目的型活動団体

エ 教育機関

オ 事業者

(2) 市民 市内に住所を有する者、居住する者、通勤し、又は通学する者その他市内でまちづくりに関わる全ての個人をいう。

(3) 地縁型活動団体 自治会、各文化センター圏域に置かれるコミュニティ協議会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体又は当該団体同士のコミュニティづくりを支援する団体で、地域のコミュニティの形成及び活性化並びに地域課題の解決に向けた活動を行う団体をいう。

(4) 目的型活動団体 特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)その他の営利を目的としない自発的かつ自主的な活動のうち、公益の増進に寄与することを目的とする活動を行う団体をいう。

(5) 教育機関 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)その他の教育、学術、文化等に関する事業を行うものをいう。

(6) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は団体(第2号から第4号までに掲げる者を除く。)をいう。

(7) 協働 多様で多層な主体が情報を共有し、相互の立場及び特性を認めつつ、対等の立場で、それぞれの役割を果たし、共通する地域課題の解決及び社会的な目的の実現に向けて、公益的な価値を相乗的に生み出すため、連携し、及び協力することをいう。

(8) 市民協働 市民等及び市並びに市民等同士の間による協働をいう。

(基本理念)

第3条 市民等及び市は、府中市市民協働都市宣言(平成26年10月19日)の下、それぞれの持つ特性又は専門性を十分に発揮するため、それぞれの役割又は責務を踏まえ、「協働しよう。そうしよう。」を合言葉に協働の輪を広げ、ともに考え、汗を流し、一体となって地域課題の解決に取り組むことにより、市民協働の

推進を図るものとする。

(基本原則)

第4条 市民等及び市は、次に掲げる原則を尊重し、市民協働に取り組むものとする。

- (1) 目的共有の原則 地域課題の解決及び社会的な目的の実現に向け、公益的な価値を相乗的に生み出すために協働により取り組むことを相互に認識し、及び理解することをいう。
- (2) 対等の原則 対等な協力関係にあるとの認識の下、役割分担を明確にして、それぞれが責任を持って取り組むことをいう。
- (3) 相互理解の原則 対話を通じ、十分なコミュニケーションを図り、互いの立場及び特性について理解を深めるとともに、信頼関係を築くことをいう。
- (4) 自主性尊重・自立化の原則 それぞれの特性又は専門性を生かせるよう、その自主性を尊重するとともに、各主体が自立して活動できるよう、取組を進めることをいう。
- (5) 評価の原則 協働の質及び効果を高めるため、一定の時期に市民協働による取組を客観的に評価し、及び検証することをいう。
- (6) 情報公開の原則 透明性を高め、信頼関係を築くため、市民協働に関する情報を積極的に公開することをいう。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、第3条に規定する基本理念及び前条に規定する基本原則にのっとり、市民協働に対する理解を深め、私たちのまちに関心を持ち、私たちのまちをより良くするという意識の下、自らできることを考えるとともに、自発的かつ積極的に市民協働によるまちづくりに参加し、又は参画するよう努めるものとする。

2 市民等は、市から支援を受けて市民協働に取り組む場合は、これを公正に行わなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項について、必要な施策を実施する責務を有する。

- (1) 市民協働を推進するための啓発及び広報に関すること。
- (2) 市民協働に取り組む市民等への支援に関すること。
- (3) 市民協働を推進するための中間支援組織(市民等及び市並びに市民等同士を相互に媒介し、市民等及び市による地域課題の解決を支援するため、交流促進、活動支援、活動相談等の機能を有する組織をいう。)及び協働コーディネーター(市民等及び市並びに市民等同士を相互に媒介し、相互の連携を促進するほか、市民等及び市による地域課題の解決に向けた調整を行う役割を担う個人をいう。)の育成に関すること。

2 市は、事務事業の企画及び立案に当たっては、常に市民協働によるまちづくりの観点から検討するものとする。

(計画の策定及び施策の実施)

第7条 市は、この条例の目的を達成するため、第3条に規定する基本理念及び第4条に規定する基本原則にのっとり、市民協働の推進に関する計画を策定するとともに、市民協働の推進に資する施策を講ずるものとする。

2 市は、前項の規定による計画の策定及び施策の実施に当たっては、府中市市民協働推進会議(府中市附

属機関の設置等に関する条例(平成27年3月府中市条例第1号)別表に規定する府中市市民協働推進会議をいう。)の意見を十分に尊重するものとする。

付 則

この条例は、令和7年3月23日から施行する。

3 用語解説

多様で多層な主体	府中市では、協働の取組がより効果的なものとなるように、市内在住者・在勤者や、各主体の種別等に係る横軸の関係性（多様）だけでなく、それぞれの立場において、世代や新旧住民又はそれぞれの活動目的等に係る縦軸の関係性（多層）があることも踏まえて、協働の主体を捉えることとしています。
NPO	「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格(注)を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO 法人)」と言います。(内閣府 NPO ホームページより)
自治会	地域に住む人たちが自主的に組織し、防災や清掃、見守り活動など、身近な地域課題に取り組む地縁型の団体のことを指します。
プラッツ	市民や市民活動団体等の活動を支援し、主体同士や市との協働をつなぐ中間支援の拠点施設。
文化センター圏域	各文化センターを基準として設定された地域コミュニティ活動の基本的な区域のことをいいます。
コミュニティ協議会	各文化センター圏域で、自治会、シニアクラブ、婦人会、自主グループなどの地域団体から結成された協議会です。市との協働により、各文化センターで地域まつりや地域文化祭などのイベントを実施しています。
つなぎすと府中	主に地域課題や社会課題の解決や改善を目指し、コーディネーションの専門スキルを用いて、対等な関係性で構成されたチームの牽引や伴走を行う人材を指します。プラッツでは毎年協働推進コーディネーター養成講座を実施し、人材育成を行っています。
ソーシャルビジネスラボ	プラッツが運営する社会的課題の解決を目的としたビジネスの創出や企業を支援する拠点です。
クラウドファンディング	事業を実施する際などにインターネットを通じて不特定多数の人に資金提供を呼びかけ、趣旨に賛同した人から資金を集める方法をいいます。
ノウハウ	ある専門的な分野においての技術や知識またはその蓄積、物事における方法や手順のことをいいます。
プロボノ	各分野の専門家が仕事などで得た知識や経験を活かし、社会貢献するボランティア活動のことをいいます。